

令和 6 年 度

高知市特別職報酬等審議会資料

令和 7 年 1 月 28 日

高 知 市

目 次

1. 高知市特別職報酬等審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 高知市特別職報酬等審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 高知市長等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）・・・・・・・・	4
4. 高知市報酬並びに費用弁償条例（抜粋）・・・・・・・・・・・・	8
5. 地方自治法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
6. 高知市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）・・・・・・	12
7. 高知市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（抜粋）・・	14
8. 特別職の報酬等について（旧自治省通知）・・・・・・・・・・	16
9. 給与勧告の骨子（人事院）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
10. 公務員の給与改定に関する取扱いについて・・・・・・・・・・	20
11. 勧告等の骨子（高知県人事委員会）・・・・・・・・・・・・	21
12. 高知市職員の給与等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
13. 高知市の決算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
14. 高知市給与改定率の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
15. 給料及び報酬月額比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
16. 四国県庁所在市及び高知県との給料及び報酬月額の比較・・・・・	34
17. 年収比較（試算値）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
18. 県庁所在市及び中核市特別職の給料月額比較・・・・・・・・・・	46
19. 県庁所在市及び中核市議長等の報酬月額比較・・・・・・・・・・	48
20. 中核市等市議会議員の委員長等の報酬の状況・・・・・・・・・・	50
21. 四国4市市議会議員報酬月額の状況・・・・・・・・・・・・	51
22. 高知県下11市市議会議員の報酬月額の状況	
23. 高知県下11市特別職の給料月額の状況	
24. 委員会委員長職等への報酬加算の検討経過・・・・・・・・・・	52
25. 中核市等政務活動費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
26. 市議会議員の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56

1 高知市特別職報酬等審議会委員名簿

(50音順)

自 令和5年2月1日
任 期
至 令和7年1月31日

委 員	池 澤 研 吉	(一社) 高知県労働者福祉協議会会長
〃	受 田 浩 之	国立大学法人高知大学学長
〃	内 川 由 加	(元) 高知市職員
〃	小 林 達 司	(一社) 高知県銀行協会会長
〃	佐 竹 新 市	学校法人龍馬学園理事長
〃	高 崎 元 宏	(一社) 高知市医師会副会長
〃	竹 内 佳 代	J A高知市女性部代表理事
〃	古 谷 純 代	高知商工会議所副会頭
〃	松 岡 さゆり	(元) 高知県文化生活部副部長
〃	吉 岡 章	(福) 高知市社会福祉協議会会長

敬 称 略

2 高知市特別職報酬等審議会条例

○高知市特別職報酬等審議会条例

(昭和49年 4 月30日 条例第35号)

(設置)

第1条 議員報酬等の額について審議し、市長に勧告するほか、市長の求めに応じて議員報酬等の額について意見を述べる機関として、高知市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項等)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について審議し、市長に勧告すること。
- (2) 高知市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第19号)第3条第1項に規定する政務活動費の額について、市長の求めに応じて審議し、意見を述べること。

2 市長は、前項の規定による審議会の勧告及び意見を尊重するものとし、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額並びに政務活動費の額に関する条例を議会に提出するときは、当該勧告又は意見を受けた後にこれを提出するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもつて組織し、その委員は高知市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、定例会並びに臨時会とし、定例会は、毎年1回開催するものとする。

3 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高知市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第47号)は、廃止する。

附 則(平成17年1月1日条例第2号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年4月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月1日条例第112号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年1月1日条例第2号)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行の日から施行する。

3 高知市長等の給与，旅費等に関する条例（抜粋）

○高知市長等の給与，旅費等に関する条例

（昭和26年 3 月16日 条例第13号）

（目的及び適用範囲）

第1条 この条例は，次に掲げる常勤の特別職の職員（以下「職員」という。）の給与，旅費等について定めることを目的とする。

- （1） 市長
- （2） 副市長
- （3） 教育長
- （4） 上下水道事業管理者
- （5） 常勤の監査委員

2 前項各号に掲げる職員以外の職員の給与並びに旅費については別に条例で定める。

（給与）

第2条 職員の受ける給与は，給料，通勤手当及び期末手当とする。

第3条 職員の給料月額 は別表 1 による。

第3条の2 職員の通勤手当の支給については，高知市職員給与条例（昭和26年 条例第11号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例による。ただし，通勤のため庁用自動車を使用することができる職員については，通勤手当を支給しない。

第4条 職員の期末手当の支給については，給与条例の適用を受ける一般職の職員の例による。この場合において，期末手当の算出の基礎となる額は，給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の場合において，給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは，※「100分の175」と読み替えるものとする。

※「100分の170」から改正（令和6年12月1日適用）

附 則

1 この条例は，公布の日から施行し，昭和26年 1 月 1 日から適用する。

2 高知市長等の給料及び旅費の額並びにその支給方法条例（昭和22年高知市 条例第19号）は，廃止する。

3 平成10年 3 月に支給する期末手当に関する第4条第1項の規定の適用については，同項の規定によりその例によることとされる高知市職員給与条例の一部を改正する条例（平成9年 条例第56号）による改正後の給与条例第19条第2項中「100分の55」とあるのは，「100分の50」とする。

4 平成17年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日までの間，職員に支給する給料月額は第3条の規定にかかわらず，別表 1 の区分に応じ，それぞれ同表に掲げる給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例（昭和29年 条例第33号）第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は，同表に規定する額とする。

5 平成17年 1 月 1 日から平成19年 3 月31日までの間，職員に支給する日当は，別表 2 日当の欄中「3,000円」とあるのは，「1,500円」と読み替えるものとする。

6 平成19年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日までの間，職員に支給する日当は，別表 2 日当の欄中「3,000円」とあるのは，「1,500円」と読み替えるものとする。

- 7 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、職員に支給する給料月額第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 8 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 9 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を、副市長にあつては当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 10 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「とあるのは「100分の160」」とあるのは、「とあるのは「100分の145」」とする。
- 11 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を、副市長にあつては当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 12 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間、職員に支給する日当は、別表2日当の欄中「3,000円」とあるのは、「1,500円」と読み替えるものとする。
- 13 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を、副市長にあつては当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 14 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を、副市長にあつては当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。

- 15 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、職員に支給する給料月額、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を、副市長にあつては当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 16 前項の規定にかかわらず、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の25を乗じて得た額を、副市長にあつては当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 17 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、上下水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 18 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 19 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 20 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 21 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、職員に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。

- 22 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、職員に支給する給料月額、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 23 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、市長、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 24 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、市長、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 25 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、市長、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 26 令和5年4月1日から同年11月29日までの間、市長、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、中澤副市長、教育長及び上下水道事業管理者にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。
- 27 令和6年1月1日から同年3月31日までの間、市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表1の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる給料月額から、市長にあつては当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を、副市長、教育長及び上下水道事業管理者にあつては当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条並びに高知市職員の退職手当に関する条例第5条の6及び第8条の2の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。

※令和6年3月31日を以て減額措置終了

別表1

区分	給料月額
市長	1,075,000 円
副市長	866,000
教育長	719,000
上下水道事業管理者	719,000
常勤の監査委員	567,000

4 高知市報酬並びに費用弁償条例（抜粋）

○高知市報酬並びに費用弁償条例

（昭和22年6月9日条例第18号）

第1条 この条例は、別に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定による市議会議員の議員報酬及び費用弁償等並びに同法第203条の2第5項の規定による次に掲げる特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

- （1） 選挙管理委員
- （2） 臨時に選挙管理委員に補充された選挙管理委員補充員
- （3） 市議会議員の中から選任された監査委員
- （4） 識見を有する者の中から選任された監査委員
- （5） 公平委員会委員
- （6） 教育委員会委員
- （7） 固定資産評価審査委員会委員
- （8） 固定資産評価員
- （9） 専門委員
- （10） 農業委員会委員
- （11） 農地利用最適化推進委員
- （12） 社会教育委員
- （13） スポーツ推進委員
- （14） 土木委員
- （15） 土地区画整理事業評価員
- （16） 選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人及び開票立会人
- （17） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者
- （18） 法令又は条例により設けられた附属機関その他これに類する機関の委員

第2条 市議会議員の議員報酬又は特別職の職員の報酬（以下「報酬」と総称する。）の額は、別表の定額とし、各々その職務に従つてこれを支給する。ただし、市の常勤職員がこの条例に規定する職務（前条第16号に掲げるものを除く。）を兼ねた場合の報酬は、支給しない。

第3条 市議会議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者はそれぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に、辞職し、退職し、除名され、又は死亡したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、辞職、退職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬月額及び報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計に高知市職員給与条例（昭和26年条例第11号。以下「給与条例」という。）の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは、※「100分の175」と読み替えるものとし、当該期末手当に係る在職期間の計算については、任期満限の日又は市議会の解散による任期終了の日に在職した市議会の議長、副議長及び議員で当該任期満限又は市議会の解散による選挙により再び市議会の議員となつたものは、引き続き市議会の議員の職にあつたものとする。
※「100分の170」から改正（令和6年12月1日適用）

- 3 第5条の規定による期末手当を受けた市議会の議長、副議長及び議員が第1項の規定による期末手当を受けることとなる時は、これらの者の受ける同項の規定による期末手当の額は、前項の規定による期末手当の額から同条の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同条の規定により受けた期末手当の額が前項の規定による期末手当の額以上である場合には、第1項の規定による期末手当は支給しない。

第9条 報酬及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもの及び任命権者が別に定めるもののほか、給与条例の適用を受ける一般職の職員の例による。

第10条 市議会議員及び特別職の職員が公務のため旅行するときの旅費その他費用弁償については、高知市職員等旅費条例(昭和36年条例第38号)及び高知市長等の給与、旅費等に関する条例(昭和26年条例第13号)の旅費支給の例により次の各号の旅費を支給する。

- (1) 議長、副議長
市長の旅費額に相当する額
 - (2) 議員
副市長の旅費額に相当する額
 - (3) 第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員
副市長の旅費額に相当する額
 - (4) 第1条第12号から第18号までに掲げる特別職の職員
給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表6級の職務にある者の旅費額に相当する額
- 2 議員が招集に応じて会議に出席した場合又は議会の議決により付議された特定の事件についての審査のため委員会に出席した場合は、第1項の規定にかかわらず、費用弁償として次の各号に掲げる旅費を支給する。
- (1) 招集地から4キロメートル未満に住所を有する議員 4,000円
 - (2) 招集地から4キロメートル以上に住所を有する議員 4,500円

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表

区分	職名	報酬	
		種別	金額
1	市議会議長	月額	678,000
2	市議会副議長	月額	615,000
3	市議会議員	月額	585,000

○高知市報酬並びに費用弁償条例の特例に関する条例

(令和6年4月1日条例第56号)

(趣旨)

第1条 この条例は、市議会議員の費用弁償について、高知市報酬並びに費用弁償条例(昭和22年条例第18号。以下「費用弁償条例」という。)の特例を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、費用弁償条例第10条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する旅費は支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

※ 令和7年度 継続予定

5 地方自治法（抜粋）

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。

この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

- 2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- 3 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。
- 4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。
- 5 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- 6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- 7 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。
- 8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 9 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- 10 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- 11 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
- 12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- 13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

6 高知市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

○高知市議会政務活動費の交付に関する条例

（平成13年4月1日条例第19号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、高知市議会議員（以下「議員」という。）の市政に関する調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として、高知市議会（以下「議会」という。）における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象経費の範囲等）

第2条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表第1に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

3 政務活動費は、次に掲げる経費には支出することができない。

- （1）政党活動に係る経費
- （2）選挙活動に係る経費
- （3）後援会活動に係る経費
- （4）私的活動に係る経費
- （5）その他政務調査の目的に合致しない経費

4 前項各号に掲げる経費の明細は、別表第2のとおりとする。

（交付対象）

第3条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して、その申請に基づき交付する。

（交付額及び交付の方法）

第4条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額100,000円を乗じて得た額を年度の四半期ごとに交付するものとする。

2 政務活動費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付するものとする。

3 各四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付するものとする。この場合において、当該政務活動費の最初の交付月は、当該会派が結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）とする。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は当該議員は第1項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は当月分の政務活動費は交付しないものとする。

5 政務活動費は、交付月の15日に交付するものとする。ただし、その日が高知市の休日を定める条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この項において「市の休日」という。）に当たるときは、その日後の最初の市の休日でない日に交付するものとする。

（高知市特別職報酬等審議会の意見聴取）

第11条 市長は、第4条第1項に規定する政務活動費の額（以下「政務活動費月額」という。）を改定しようとするときは、あらかじめ高知市特別職報酬等審議会条（昭和49年例第35号）第1条に規定する高知市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか、政務活動費月額に関し必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

別表第1(第2条関係)

項目	使途内容
調査研究費	会派が行う市の事務及び地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するため必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
要請・陳情活動費	政務活動として行う要請、陳情活動に要する経費
会議費	政務活動として行う会議に要する経費及び会派の所属する議員等が他の団体の開催する意見交換会等各種会議に参加するために要する経費
資料作成費	政務活動のため必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動のため必要な資料等の購入に要する経費
広報広聴費	政務活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又は周知するために要する経費並びに会派が住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見等を吸収するための会議及び会派が行う住民相談等の活動に要する経費
人件費	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務諸費	政務活動のため必要な消耗品の購入、事務機器の修理等に要する経費

別表第2(第2条関係)

項目	内容
政党活動に関する経費	党大会への出席、賛助金等に要する経費 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等に要する経費 政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費(人件費を含む。) その他政党活動に要する経費
選挙活動に係る経費	衆議院選挙、参議院選挙等での各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等に要する経費 その他選挙運動及び選挙活動に要する経費
後援会活動に係る経費	後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等に要する経費 後援会事務所の設置及び維持に要する経費(人件費を含む。) 後援会主催の「市政報告会」等の開催に要する経費 その他後援会活動に要する経費
私的活動に係る経費	香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費 病氣見舞い、せん別、中元・歳暮、電報及び年賀状の購入、印刷等の儀礼に要する経費 檀家総代会、報恩講、宮参り等の宗教活動に要する経費 観光、レクリエーション、私的な旅行等に要する経費 親睦会又は飲食を目的とした会合、レクリエーション大会等の開催及び参加に要する経費 議員が他の団体の役職を兼ねている場合、当該団体の理事会、役員会、総会等への出席に要する経費 その他私的活動に要する経費
その他政務活動の目的に合致しない経費	あいさつ、会食、テープカット等を目的とした出席に要する経費 事務所又は自動車の購入又は維持・修理に要する経費 社会通念上妥当性を超えた経費及び公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費 政務活動に直接必要としない物品の購入等に要する経費 その他政務活動の目的に合致しないと認められる経費

7 高知市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（抜粋）

○高知市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

（平成13年4月1日規則第29号）

（趣旨）

第1条 この規則は、高知市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使途内容の明細等）

第5条 条例別表第1に規定する政務活動費の使途内容の明細は、別表のとおりとする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5条関係）

項目	使途内容の明細
調査研究費	宿泊費，交通費（公共交通機関乗車運賃，自動車借上費，駐車場費，駐輪場費，燃料費及び有料道路利用料金をいう。以下同じ。），入場料，調査委託料，講師謝礼金，通訳・翻訳料，印刷費，郵送等発送費等
研修費	講師謝礼金，会場借上費，宿泊費，交通費，郵送等発送費，会費，参加費等
要請・陳情活動費	印刷費，宿泊費，交通費，郵送等発送費等
会議費	会場借上費，印刷費，消耗品費，宿泊費，交通費，郵送等発送費，参加費等
資料作成費	印刷費，製本費，消耗品費，コピー費，原稿料等
資料購入費	図書購入費，DVD・ビデオテープ・ソフトウェア購入費，新聞購読料等
広報広聴費	印刷費，ホームページ作成費，会場借上費，交通費，郵送等発送費，調査委託料等
人件費	給料，手当，社会保険料，通勤費等
事務諸費	運搬費，郵送等発送費，情報通信費，備品賃借費，消耗品費，リース料，レンタル料等

8 特別職の報酬等について（旧自治省通知）

特別職の報酬等について（昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知）（抄）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

○特別職の職員の給与について

(昭和四三、一〇、一七、自治給第九四号)
(各都道府県知事宛 自治省行政局長通知)

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会の委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当つては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において充分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたつては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上廻つて給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることのないよう充分配慮すること。

別記(資料項目)

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前五ヶ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の職員報酬月額総額の住民一人当り額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況(審議日数)

(注) 5・7は、議会議員のみに係るものである。

9 本年の給与勧告のポイント（R 6 . 8 . 8 人事院）

本年の給与勧告のポイント①

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- 【月例給】 官民較差：11,183円（2.76%）を用いて引上げ改定
- 【ボーナス】 0.10月分引上げ（年間：4.50月→4.60月）
- 【給与制度のアップデート】 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換
①若年層給与水準の競争力向上、②職務・職責重視の処遇、③能力・実績の適切な反映、④地域の民間給与水準反映、⑤採用・異動をめぐるニーズへの対応、⑥環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善
官民較差の額11,183円は、平成3年の11,244円以来、33年ぶりの水準。官民較差の率2.76%は、平成4年の2.87%以来、32年ぶりの水準

給与勧告制度の基本的考え方

- ✓ 国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ✓ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ✓ 給与勧告は、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）が基本
- ✓ 本年は、約11,700民間事業所の約47万人の個人別給与を調査（完了率82.5%）。主な給与決定要素（役職段階、勤務地域、学歴、年齢）を揃えた精密な比較を実施して給与勧告

1

本年の給与勧告のポイント②

月例給 [民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較]《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間給与との較差 11,183円 [2.76%] [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,378円、平均年齢 42.1歳]
⇒ 民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳：俸給 9,836円 寒冷地手当 80円 はね返り分(※) 1,267円]
※俸給の改定により諸手当の額が増減する分
- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施
【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])
【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円]) ※ 本府省採用の場合、【総合職(大卒)】284,800円 【一般職(大卒)】271,200円

- ▶ 若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
※ 平均改定率(行政職俸給表(一))は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))は、月額 416,561円(+11,183円、+2.76%)、年間給与 6,916,000円(+228,000円、+3.4%)

ボーナス [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較]《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間の支給割合…4.60月
- ✓ 公務の平均支給月数…現行 4.50月
- ▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ
年間4.50月分→4.60月分(+0.10月分)
- ▶ 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期		12月期	
		令和6年度	7年度	令和6年度	7年度
期末手当		1.225月(支給済み)	1.25月	1.275月(現行1.225月)	1.25月
勤勉手当		1.025月(支給済み)	1.05月	1.075月(現行1.025月)	1.05月
以降					

寒冷地手当 《手当額改定：令和6年4月1日実施、支給地域改定：令和7年4月1日実施》

- ✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データ(メッシュ平年値2020)に基づき、支給地域を改定
- ※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当等について所要の改定

2

給与制度のアップデート 基本的な考え方

対応すべき課題

1 人材の確保への対応

潜在的志望者層にも訴求し得る給与とし、採用市場での競争力を向上

2 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映した処遇とするとともに、全国各地での行政サービス提供維持のため人事配置を円滑化

3 ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応

職員の選択を後押しし、様々な形で活躍を支援

若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、初任給等若年層の給与水準の引上げ

職務や職責をより重視した俸給体系等の整備

特に管理職は、重い職責を反映した俸給水準とするなど処遇を改善

能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定

職員層や各府省の実情に応じて、より柔軟・適切に勤務成績反映ができるよう措置

6つの観点で給与制度を整備

地域における民間給与水準の反映

最新の民間データを反映するとともに、異動の円滑化等に資するよう地域手当を見直し

採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応

人材確保の困難性や、ライフスタイルの多様化を踏まえ、採用・人事配置の円滑化のため、通勤手当・単身赴任手当や再任用された職員の諸手当を見直し

その他環境の変化への対応

生活補助的な給与について官民の状況の変化を踏まえたものとするため、扶養手当を見直し

制度別の具体的な措置内容は次ページ以降のとおり。なお、特に記載するものを除き、令和7年4月から実施。

3

【参考】給与制度のアップデート 措置内容一覧

※特記するものを除き
令和7年4月から実施

俸給

若年層競争力

職務職責重視

能力実績反映

地域手当

地域給与反映

- ・ 新卒初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ。採用市場での競争力のある水準に

令和6年4月実施

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給月額の最低水準を引上げ。早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善

- ・ 本府省課室長級について、職責重視の体系に刷新。重い役割に見合う処遇を確保

- 俸給月額の最低水準引上げ、隣接する級間の俸給月額差の重なり解消などにより、昇格時に給与が大きく上がる仕組みに

- 成績優秀者は昇給により更に大きな給与上昇を確保

- ・ 地域の民間賃金に関する最新データを反映

- ・ 隣接する市町村との不均衡などの指摘も踏まえ、支給地域等を見直し

- 支給地域：市町村単位から都道府県単位へ広域化。民間賃金の高い中核的な市は個別指定

- 級地区分：7段階から5段階へ削減

- 激変緩和：支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制、1年1ポイントずつ段階実施。引上げは都道府県割合の1段階上までに抑制、原資の状況を踏まえて段階的实施

- ・ 異動保障を2年間に3年間に延長

- ・ 今後の見直しは現行の10年より短期間で実施

【見直し後の支給地域】 16都府県+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例	
		(都府県で指定)	(中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋 等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市 等

その他諸手当

採用・異動ニーズ

環境変化対応

- ・ 通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引上げ。非課税限度額まで全額支給し、新幹線通勤や遠距離通勤者の自己負担を解消

- ・ 新幹線等に係る通勤手当を採用時から支給可能に、さらに、人事配置の円滑化を図る観点から支給要件を緩和

- ・ 単身赴任手当を採用時から支給可能に

- ・ 管理職の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大。緊急対応等の勤務実態に応じた処遇を確保

- ・ 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実。配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化や少子化対策に対応

ボーナス

能力実績反映

- ・ 勤勉手当の成績率上限を引き上げ、平均支給月数の3倍に設定。特に高い業績を挙げた者のボーナス増額を可能に

- ・ 特定任期付職員にも勤勉手当支給。勤務成績を適時に反映し、優秀な専門人材の年収増を可能に

再任用職員

採用・異動ニーズ

- ・ 異動に資する手当(地域手当の異動保障、住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)を支給。多様な人事配置での活躍を支援

9

10 公務員の給与改定に関する取扱いについて（R 6. 11. 29 閣議決定）

公務員の給与改定に関する取扱いについて

〔令和 6 年 11 月 29 日
閣 議 決 定〕

- 1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける国家公務員の給与については、去る 8 月 8 日の人事院勧告どおり、俸給及び期末手当・勤勉手当等について改定を行い、あわせて、現下の人事管理上の重点課題に対応するため、俸給及び地域手当・通勤手当等の諸手当にわたり給与制度を整備するものとする。
- 2 特別職の国家公務員の給与については、官職の職務と責任に応じ、かつ、一般職の官職との均衡、特別職の官職相互の均衡等を考慮して定めることが適切といった観点から、1 の趣旨に沿って取り扱うものとする。

なお、内閣総理大臣及び国務大臣等のうち国会議員から任命されたものの給与については、当分の間、据え置くものとする。
- 3 1 及び 2 の措置に併せ、次に掲げる各般の措置を講ずるものとする。
 - (1) 国の行政機関の機構及び定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定、令和 6 年 6 月 28 日一部変更）に沿って、行政需要の変化に対応したメリハリのある機構・定員管理を行う。
 - (2) 独立行政法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する独立行政法人をいう。）の役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。

また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう、必要な指導を行うなど適切に対応する。
- 4 地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の趣旨に沿って適切に対応するとともに、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、給与制度又はその運用が不適正であること等により地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、その適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

また、国家公務員における俸給及び諸手当にわたる給与制度の整備を踏まえ、地方公務員給与についても、適切に見直しを行うよう要請するものとする。

さらに、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すような国の施策を厳に抑制するとともに、地方公共団体に対し、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組むよう要請するものとする。

11 勧告等の骨子（R 6． 1 0． 1 1 高知県人事委員会）

勧告等の骨子

令和6年10月11日
高知県人事委員会

勧告のポイント

1 令和6年4月の民間給与との比較に基づく給与改定等について

- (1) 月例給、ボーナスともに引上げ
 - ア 民間給与との較差（10,332円、3.10%）を解消するため、給料月額を引上げ
 - イ ボーナスは、民間の支給割合（4.45月）との均衡を図るため、支給月数を引上げ（0.10月）
- (2) 医師等の初任給調整手当を引上げ
- (3) 在宅勤務等手当の創設

2 給与制度のアップデートについて

国家公務員における給与制度のアップデートに係る見直し等に準じて、本県における給料表、昇給制度、諸手当等について見直し

1 民間給与との比較

県内82事業所の3,359人の個人別給与を調査（調査完了率 90.1%）

【月例給】 職員と民間従業員の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較（ラスパイレス方式）

民間給与（A）	職員（行政職）の給与（B） （平均年齢 40歳11月）	較差（A）－（B） （（A－B）÷B×100）
343,218円	332,886円	10,332円（3.10%）

【ボーナス】 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数とを比較

	高知県		（参考）国	
	民間の支給割合	職員の支給月数	民間の支給割合	職員の支給月数
令和6年	4.45月	4.35月	4.60月	4.50月

2 本年の給与に関する事項

(1) 改定の内容

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

本県の初任給が民間や他の都道府県の水準を下回っているほか、国家公務員が優秀な人材の確保及び定着の観点並びに給与制度のアップデートに係る措置を前倒して講ずることにより、若年層や30歳台後半までの職員に重点を置いた俸給表の引上げを行っていることを踏まえ、高校卒業程度試験採用職員の初任給を21,400円、大学卒業程度試験採用職員の初任給を23,800円引き上げ、若年層及び30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いて改定、その他は、改定率を逡減させつつ引上げ改定、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）についても、各級の改定額を踏まえ所要の引上げ改定

(イ) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師等の支給月額の限度を国に準じて引上げ
415,600円 → 416,600円

ウ ボーナス

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.35月分 → 4.45月分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.25月 (支給済み)	1.25月 (改定なし)
	勤勉手当	0.925月 (支給済み)	1.025月 (現行0.925月)
7年度以降	期末手当	1.25月	1.25月
	勤勉手当	0.975月	0.975月

エ 在宅勤務等手当

昨年の人事院勧告及び地方自治法の改正を受け、本県の状況を鑑みて手当を創設
住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを一定期間1箇
月平均10日を超えて命ぜられた職員に対して月額3,000円を支給

(2) 実施時期

ア 給料表

令和6年4月1日

イ 令和6年12月期のボーナス

令和6年12月1日

ウ 初任給調整手当、令和7年度以降のボーナス、在宅勤務等手当

令和7年4月1日

(3) 勧告に基づく職員の平均年間給与額の試算(行政職 平均年齢40歳11月)

	勧告前(A)	勧告後(B)	(B) - (A)
令和6年	548.8万円	569.4万円	20.6万円

3 給与制度のアップデートに関する事項

人事院は、現下の人事管理上の重点課題に対応するため、俸給及び地域手当、通勤手当、ボーナス等の諸手当にわたる包括的な給与制度の整備(給与制度のアップデート)について勧告を実施

本県の給与制度は、国家公務員に準じた制度とその運用がなされており、国家公務員の制度と同様の課題を抱えているため、情勢適応の原則及び均衡の原則等に基づき、本県の実情を考慮しながら、人事院勧告の趣旨を踏まえて次のように措置することが適当と判断

(1) 給料表

新規学卒者の初任給を国家公務員と同額の引上げ改定

職務の級の初号近辺の号給のカットは国に準じて実施

職務の級における号給の大きくくり化は、国の状況を踏まえつつ本県の任用の実情を踏まえて実施

(2) 昇給制度

職務の級における号給の大きくくり化の対象となった級における昇給制度の見直し

(3) 諸手当

ア 扶養手当

国に準じて、配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当額を13,000円に引上げ

イ 地域手当

級地区分は国に準拠し、支給割合は国家公務員における支給割合から給与制度の総合的見直しによる俸給月額引下げに相当する2%を減じたものに見直し

ウ 通勤手当

国に準じて、通勤手当の支給限度額を、交通機関等、交通用具及び特別急行列車等の通勤手当の額を合算して1箇月当たり15万円に引上げ

特別急行列車等の支給要件の緩和

エ 単身赴任手当

国に準じて、採用に伴い手当の支給要件を満たした職員に対して手当の支給を可能となるよう要件を見直し

オ 管理職員特別勤務手当

国に準じて、支給対象時間帯を午後10時から翌日の午前5時までとすること等の見直し

カ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

国に準じて、異動の円滑化に資するものとして住居手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）を新たに支給することが適当

へき地手当については引き続き国の動向を注視

キ 特定任期付職員に係る特別給関連事項

国に準じて、期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当から成る構成に見直し、特定任期付職員業績手当を廃止

ク 勤勉手当

国に準じて、「特に優秀」の成績区分の成績率の上限を、平均支給月数の3倍に引上げ

ケ 管理職手当

(1)における号給の大きくくり化に関連し、本県の任用の状況を踏まえ、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、号給の大きくくり化がされない職務の級に属する職員に係る管理職手当の見直し

(4) 実施時期

令和7年4月1日（(1)の初任給の引上げについては令和6年4月1日に遡って実施）

(5) 経過措置等

ア 扶養手当

2年をかけて配偶者の手当を廃止し、子の手当額を増額

イ 地域手当

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合で実施

4 公務運営に関する事項

(1) 人材の確保

複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、多様で有為な人材を県内外から確保し、職員のキャリアや適性等を踏まえた効果的な能力開発を進めていくことが重要

人材獲得競争が激しくなる中、本県の職員を志望する者は、総じて減少傾向にあり、特に技術系の人材確保は非常に厳しい状況

受験者数の増加に向けて、引き続き、採用試験の在り方について更なる検討を進めるとともに、公務の魅力ややりがいを発信していく取組を強化

人材確保に資する処遇改善の取組が不可欠であり、初任給の改善をはじめとする若年層の給与水準の引上げ等が必要

柔軟な働き方が広がっていることから、任命権者は、働きやすい勤務環境を整備することなどにより、公務職場の魅力を一層高めていくことが必要

(2) 人材の育成

女性職員の管理職への登用に向けたキャリア形成の支援をはじめ、採用形態の多様化を踏まえたキャリアパスの構築、障害のある職員の活躍推進、高齢層職員の能力と経験の本格的活用等に取り組むことが重要

(3) 総実勤務時間の短縮

ア 時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

知事部局では、令和5年度の過重勤務者数が上限規制導入前の平成30年度から半減している

一方で、特定の所属及び職員に業務が集中している状況等もあることから、管理的地位にある職員は、職員の勤務時間管理は自らの重要な職責であることを強く自覚し、組織マネジメントの強化に引き続き取り組むことが重要

また、業務改善に資するデジタル化の取組の拡充及び着実な実施により、時間外勤務の縮減に一層取り組むことが必要

年次有給休暇については、任命権者において、職員一人一人が休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが求められる

イ 学校現場における教育職員の負担軽減

教育委員会は、高知県教育振興基本計画に働き方改革の推進を主な施策の一つとして位置づけ、教育職員の業務負担軽減に向けた取組を行ってきた

しかしながら、昨年度の県立学校等において、1箇月の時間外在校等時間の上限として、「高知県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」で定められた45時間を超える教育職員の割合は依然として高い状況

引き続き、勤務時間管理の徹底、デジタル技術の活用による業務効率化など、教育職員の働き方改革や業務負担軽減に向けた取組を推進していくことが必要

育休や産休、病休などに伴う職員の代替者の配置については、十分には確保できている状況とはいえないことから、更なる人員の確保に努めることが求められる

これらの取組を更に推進していくためには、県費負担教職員の服務監督権を有する市町村教育委員会とも密に連携していくことが重要

(4) 多様な働き方の推進

早出遅出勤務や在宅勤務等の多様で柔軟な働き方は職員にも一定浸透してきたところ、働きやすい職場環境を整備していく観点からも、引き続き、こうした取組を着実に推進していくことが必要

特に在宅勤務等は、様々な働き方を希望する職員のニーズにも応えられるなど、ワーク・ライフ・バランス等の観点からも有効な働き方であるため、更なる推進のため、引き続き検討を行うことが必要

職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの確保等の観点から、任命権者において、本年8月から、勤務間インターバル確保の取組を推進しているところ、本取組を進めることで時間外勤務の縮減にもつなげるとともに、公務能率の一層の向上を図ることが重要

(5) 働きやすい職場づくり・仕事と生活の両立支援

次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」である「高知県職員子育て

サポートプラン」において設定した目標値である、男性職員の育児休業の取得率などに取組の成果が現れており、引き続き仕事と生活が両立できる職場環境づくりを進めることが必要

また、本年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立したことを受けて、本法改正で地方公務員にも適用がある事項については、施行日である令和7年4月1日から本県においても実施できるよう措置を講ずることが必要

これらの制度が職員に広く活用されるよう、任命権者においては、引き続き、周知啓発を行い、職場全体でサポートする体制を構築することが必要

(6) 職員の健康管理

メンタルヘルス対策は、職務の複雑化・高度化、長時間勤務等によるストレス要因が増大していることや、近年、若年層でメンタル不調が増加していることなどを踏まえ、研修の実施や相談窓口の周知をはじめ、新規採用職員のメンタル面でのサポートの充実など、職員のメンタル不調に対する取組をより一層推進することが必要

ストレスチェックについては、受検率の向上に引き続き留意

任命権者は、職場のコミュニケーションを図る等、よりきめ細かな職員の健康への配慮が必要

(7) ハラスメントの防止

任命権者において、ハラスメント防止に向けた取組を行っているものの、職員アンケートでは、ハラスメントに該当すると疑われる事例が相当数見受けられる状況

ハラスメントを防止するため、職員からの相談や職員アンケートの結果を踏まえて研修の内容をより充実させるとともに、eラーニングやWeb会議を用いて、全職員に対し研修の機会を設けるなど、更なる努力を行うことが必要

また、早期対応・早期解決にも資するよう、相談窓口のより一層の周知に努め、相談しやすい体制であるかを相談者の視点に立って常にチェックするなどし、ハラスメント事案が発生した場合には、被害を受けた方に寄り添いながら、適切かつ迅速な対応ができる体制を確立するなど、更に実効性のある対策につなげていくことが必要

教育委員会においては、県費負担教職員の服務監督権を有する市町村教育委員会とも密に連携した取組が必要

12 高知市職員の給与等の状況

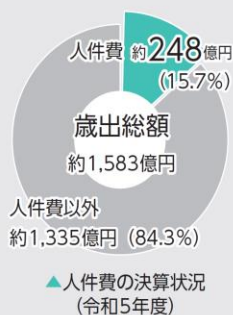
市職員の給与等の状況をお知らせします

市職員の給与の状況や部門ごとの職員数などを掲載した「高知市人事行政の運営等の状況」を毎年度公表しています。詳しくは、人事課 HP または情報公開・市民相談センター（本庁舎1階）をご覧ください。



職員の給与

職員の給与は給料と手当で構成されています。その額は、民間企業との比較を基にした人事院からの改善勧告を参考に、国家公務員やほかの地方公共団体との均衡を図りながら決定されます。給料は職務などに応じて給料表に定められており、手当は各項目の要件に該当する場合の額で、それぞれ市の条例に基づいて支給されています。なお、令和5年度一般会計決算の歳出に占める給与を含む人件費の割合は、15.7%となっています。



特別職の給料・報酬等

市長・副市長の給料や市議会議員の報酬額は、学識経験者など10人で構成される高知市特別職報酬等審議会から市長への勧告に基づき、市議会で決定されます。市長・議長などの期末手当は、令和5年度は3.4カ月分で、加算措置については20%となっています。また、一般職員に支給されている勤勉手当は支給されません。



(令和6年4月1日現在)

区分	月額	区分	月額
市長	107万5,000円	議長	67万8,000円
副市長	86万6,000円	副議長	61万5,000円
		議員	58万5,000円

職員数

(各年4月1日現在)

部 門	職 員 数		対前年 増減数
	令和5年	令和6年	
一般行政	1,676人	1,681人	5人
教 育	320人	322人	2人
消 防	360人	359人	▲ 1人
上下水道	223人	223人	-
そ の 他	131人	133人	2人
合 計	2,710人	2,718人	8人

※▲はマイナス。職員数は県からの派遣職員等を含み、定数外職員、会計年度任用職員、特別職非常勤職員は除いています。

給与の仕組み

(令和6年4月1日現在)

毎月決まって支給されるもの

●職員1人当たりの平均給料月額状況

一般行政職員	全 職 員
32万117円	31万7,753円
(平均年齢41.7歳)	(平均年齢41.7歳)

給 料

●一般行政職員の初任給および経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区 分	高 校 卒	大 学 卒
初 任 給	16万6,600円	19万6,200円
採用2年経過	17万6,100円	20万8,000円
経験年数10年	23万8,100円	26万7,106円
経験年数15年	27万2,680円	31万2,327円
経験年数20年	31万8,840円	36万6,365円

扶養手当

●配偶者・父母等6,500円

※行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよびこれに相当するものについては3,500円

●子1万円

※16～22歳の子1人につき5,000円加算



住居手当

●借家等の家賃額に応じて最高2万8,000円

通勤手当

- 交通機関利用者は運賃に応じて最高5万5,000円
- 自動車等の交通用具利用者は距離に応じて最高3万1,600円

特別な職務等に就いたときに支給される主なもの

時 間 外 勤務手当

- 正規の勤務時間以外に勤務したときに支給
- ※令和5年度は職員1人当たり平均月額2万8,557円支給

特殊勤務 手 当

- 著しく特殊な勤務に就いたときに支給
- ※令和5年度は職員1人当たり平均月額3,137円支給

一定の時期に支給されるもの

期末勤勉 手 当

- 毎年6月・12月に支給 【令和5年度支給割合】
- ※職務の級等による加算措置 20%以内

期末手当	2.45月分
勤勉手当	標準1.99月分

退職手当

- 退職時の勤続年数、退職理由等に応じて支給

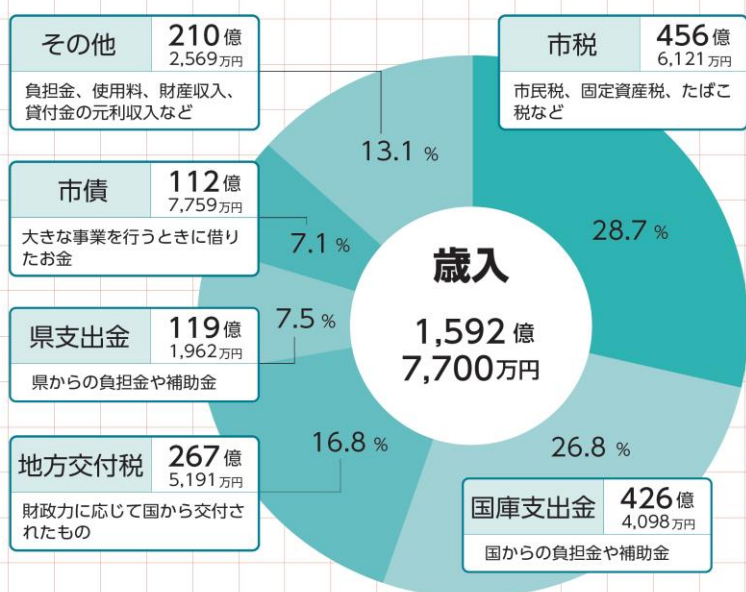
【問い合わせ先】人事課 ☎ 823-9410

13 高知市の決算の状況

特集 令和5年度決算報告

共に寄り添い にぎわいを取り戻す 「新しいステージ」へ

令和5年度は、依然として続く原油価格・物価高騰により、地域経済や市民生活に大きな影響が生じました。そのような状況の下、本市の決算において、市民の皆さんからの貴重な税金などがどのように活用されたのかをお知らせします。



歳入決算額 (一般会計)

※ 4・5ページの円グラフは切り上げ切り下げなど、一部の数値を調整しています。

各会計の決算額

(単位: 億円)

	歳入	歳出
一般会計	1,592.77	1,582.86
卸売市場事業	6.65	6.82
国民健康保険事業	332.11	329.40
収益事業	263.50	298.53
駐車場事業	5.52	6.41
国民宿舎運営事業	0.44	2.31
産業立地推進事業	2.26	2.07
土地区画整理事業清算金	0.01	0.01
へき地診療所事業	0.51	0.51
農業集落排水事業	3.63	3.43
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	1.46	1.19
介護保険事業	325.55	320.92
後期高齢者医療事業	57.92	56.11
計	999.56	1,027.71
総計	2,592.33	2,610.57
公営企業会計		
水道事業	収入	支出
収益的収支 (消費税抜き)	64.13	54.95
資本的収支 (消費税込み)	13.79	59.80
公共下水道事業	収入	支出
収益的収支 (消費税抜き)	94.22	85.23
資本的収支 (消費税込み)	70.45	106.28

高知市の財政指標

地方公共団体の財政の健全性を判断する目安として、借金の返済状況や、収入と支出の状況などを表す「健全化判断比率」と「資金不足比率」があります。数値は以下のとおりで、低いほど財政状況は健全であると言えます。

■ 健全化判断比率

区分	R4年度	R5年度	早期健全化基準
① 実質公債費比率	12.7%	12.9%	25.0%
② 将来負担比率	160.9%	153.1%	350.0%

①実質公債費比率▶ 財政の規模に対する起債(借金)の元利償還負担の割合で、特別会計等に対する実質負担分も含みます。
②将来負担比率▶ 財政の規模に対する起債の残高など、将来負担しなければならない実質的な負債の割合です。

■ 資金不足比率

区分	R4年度	R5年度	経営健全化基準
—	—	—	20.0%

資金不足比率▶ 公営企業の営業収入などの事業規模に対する赤字の割合です。令和4年度以降は資金不足のある事業はありません。

■ 一般会計の起債残高(市の借金)

区分	R4年度	R5年度	増減
起債残高※	1,481億円	1,473億円	-8億円

※ 国の交付税の代わりに発行している臨時財政対策債は除きます。

■ 一般会計の基金残高(市の貯金)

区分	R4年度	R5年度	増減
基金残高	177億円	186億円	+9億円

一般会計は黒字

市が日常的なサービスや生活基盤などの整備を行う一般会計。令和4年度と比較すると歳入は3.7パーセント、歳出は2.9パーセント減少し、歳入歳出差引額は9億9,097万円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源を除く「実質収支」は、4億1,097万円の黒字です。

黒字の要因は、固定資産税等の歳入が予算を上回ったことや、生活保護費等において国費等の超過受け入れが多額になったことによるものです。

しかし、税収等の歳入の大幅な増加が見込まれない中、扶助費の増加、公債費の高止まりにより、厳しい財政状況が続くことが想定されています。

特別会計は赤字

使用料など特定の収入で特定の事業を行う特別会計の「実質収支」は、全体で28億1,533万円の赤字となりました。今後も収支改善に努め、累積赤字の削減を図ります。

公営企業会計は黒字

民間企業と同じように事業収益で賄われる公営企業会計は、水道事業会計で9億1,819万円、公共下水道事業会計で8億9,929万円の純利益を確保し、黒字となりました。

商工費

21億 9,167万円

商工業、観光の振興など

【主な事業】高知県観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」の開催支援や、中心市街地活性化を推進

農林水産業費

31億 8,163万円

農林漁業の振興など

【主な事業】農業の基盤整備としての農道・水路等の整備・改修や、仁ノ地区排水路整備を継続して実施

消防費

51億 585万円

消防の活動、施設の整備など

【主な事業】消防指令システム共同運用整備が完了し、新指令システムの運用を開始

教育費

116億 859万円

学校施設の整備や運営、文化の振興など

【主な事業】文化プラザリニューアルオープン記念事業への補助や、物価高騰対策として給食費の減免を実施

総務費

123億 9,487万円

庁舎管理、防災、選挙費など

【主な事業】事前復興まちづくり計画策定に向けた取り組みや、「長浜・御畳瀬・浦戸地域振興計画」の推進を実施

衛生費

116億 1,497万円

ごみ・し尿の処理や施設整備、健診事業など

【主な事業】新型コロナウイルスワクチン等の予防接種推進や、自家消費型太陽光発電設備等を導入する家庭への補助等を実施

民生費

815億 5,237万円

高齢者・子育て支援、生活保護など

【主な事業】物価高騰対策として、住民税非課税世帯や子育て世帯等の給付金給付、保育料の負担軽減を実施

公債費

164億 848万円

借入金の返済など

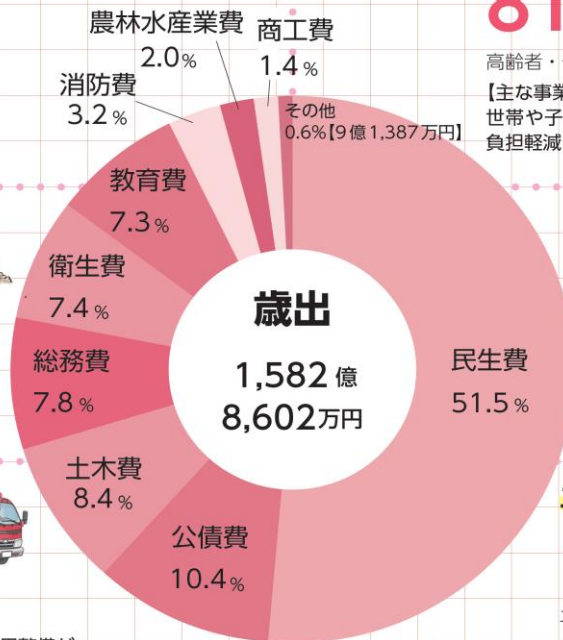
土木費

133億 1,372万円

土地区画整理、道路や公園の整備など

【主な事業】旭駅周辺市街地や街路の整備、住宅耐震化補助等を継続して実施

歳出決算額（一般会計）



財政課の皆さん

本市の安定的で健全な財政運営に向けて、全力で取り組んでいます。

詳しくは財政課 HP をご覧ください▶



詳 この記事についての問い合わせは 財政課 ☎823-9408

14 高知市給与改定率の変遷（昭和63年～）

（単位：％）

区分	高知市				国				県			
年月	給料	諸手当	その他	計	俸給	諸手当	その他	計	給料	諸手当	その他	計
63. 4	2.19	0.16	—	2.35	2.03	0.20	0.12	2.35				
元. 4	2.89	0.05	—	2.94	2.72	0.37	0.02	3.11				
2. 4	3.38	0.06	—	3.44	3.45	0.19	0.03	3.67				
3. 4	3.44	0.26	—	3.70	3.39	0.30	0.21	3.90				
4. 4	2.55	0.26	—	2.81	2.50	0.21	0.16	2.87				
5. 4	1.81	0.11	—	1.92	1.69	0.12	0.11	1.92				
6. 4	1.12	0.06	—	1.18	1.04	0.07	0.07	1.18				
7. 4	0.86	0.04	—	0.90	0.81	0.04	0.05	0.90				
8. 4	0.89	0.04	—	0.93	0.85	0.05	0.05	0.95				
9. 4	0.90	0.12	—	1.02	0.86	0.10	0.06	1.02				
10. 4	0.64	0.08	—	0.72	0.61	0.11	0.04	0.76				
11. 4	0.25	0.00	—	0.25	0.26	0.00	0.02	0.28				
12. 4	—	0.10	—	0.10	—	0.11	0.01	0.12				
13. 4	—	—	3,756円	0.09	—	—	3,756円	0.09				
14. 4	△ 1.82	△ 0.10	△ 0.09	△ 2.01	△ 1.67	△ 0.16	△ 0.20	△ 2.03				
15. 4	△ 1.00	△ 0.04	—	△ 1.04	△ 0.91	△ 0.10	△ 0.06	△ 1.07				
16. 4	—	—	—	—	—	—	—	—				
17. 4	△ 0.26	△ 0.03	△ 0.05	△ 0.34	△ 0.28	△ 0.05	△ 0.03	△ 0.36				
18. 4	—	—	—	—	—	—	—	—				
19. 4	0.08	0.06	—	0.14	0.10	0.24	0.01	0.35				
20. 4	—	—	—	—	—	—	—	—	0.06	0.00	0.00	0.06
21. 4	△ 0.22	—	—	△ 0.22	△ 0.15	△ 0.05	△ 0.02	△ 0.22	△ 0.16	0.00	0.00	△ 0.16
22. 4	△ 0.10	—	—	△ 0.10	△ 0.16	△ 0.01	△ 0.02	△ 0.19	△ 0.15	0.00	0.00	△ 0.15
23. 4	—	—	—	—	△ 0.20	—	△ 0.03	△ 0.23	—	—	—	—
24. 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25. 4	△ 0.20	—	—	△ 0.20	—	—	—	—	—	—	—	—
26. 4	—	—	—	—	0.24	—	0.03	0.27	—	—	—	—
27. 1	0.27	—	—	0.27	—	—	—	—	—	—	—	—
27. 4	—	—	—	—	0.07	0.28	0.01	0.36	0.15	—	0.00	0.15
28. 4	0.08	—	—	0.08	0.11	0.05	0.01	0.17	—	—	—	—
29. 4	0.13	—	—	0.13	0.11	0.03	0.01	0.15	0.17	—	—	0.17
30. 4	0.14	—	—	0.14	0.14	—	0.02	0.16	0.15	—	—	0.15
31. 4	0.12	—	—	0.12	0.08	—	0.01	0.09	0.12	—	—	0.12
2. 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 4	0.26	—	—	0.26	0.20	—	0.03	0.23	0.21	—	—	0.21
5. 4	1.00	—	—	1.00	0.85	—	0.11	0.96	1.19	—	—	1.19
6. 4	2.83	—	—	2.83	2.43	0.02	0.31	2.76	3.09	—	0.01	3.10

※ 給料表が10級制となった昭和63年以降を掲載、平成18年4月から8級制の給料表に移行

資 料 編 I

－ 四国4市と高知県に関する報酬等について －

15 給料及び報酬月額比較

(1) 平成10年を100とした場合【減額前】

(単位：円：％)

改定年月日	市長		副市長		議長		副議長	
	給料月額	指数	給料月額	指数	報酬月額	指数	報酬月額	指数
H10. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	100.0	697,000	100.0	632,000	100.0
H11. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	100.0	697,000	100.0	632,000	100.0
H12. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	100.0	697,000	100.0	632,000	100.0
H13. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	100.0	697,000	100.0	632,000	100.0
H14. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	100.0	697,000	100.0	632,000	100.0
H15. 1. 1	1,100,000	98.2	886,000	98.3	685,000	98.3	621,000	98.3
H15. 4. 1	1,100,000	98.2	886,000	98.3	685,000	98.3	621,000	98.3
H16. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H17. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H18. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H19. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H20. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H21. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H22. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H23. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H24. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H25. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H26. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H27. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H28. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H29. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H30. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
H31. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
R2. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
R3. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
R4. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
R5. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3
R6. 4. 1	1,075,000	96.0	866,000	96.1	678,000	97.3	615,000	97.3

改定年月日	議員		一般行政職 ※給与実態調査（総務省）より			
			最高給者		平均	
	報酬月額	指数	給料月額	指数	給料月額	指数
H10. 4. 1	600,000	100.0	541,300	100.0	352,046	100.0
H11. 4. 1	600,000	100.0	541,300	100.0	354,754	100.8
H12. 4. 1	600,000	100.0	527,500	97.5	358,877	101.9
H13. 4. 1	600,000	100.0	527,500	97.5	356,712	101.3
H14. 4. 1	600,000	100.0	532,100	98.3	354,836	100.8
H15. 1. 1	590,000	98.3	532,100	98.3	354,836	100.8
H15. 4. 1	590,000	98.3	520,900	96.2	349,534	99.3
H16. 4. 1	585,000	97.5	519,100	95.9	346,351	98.4
H17. 4. 1	585,000	97.5	(493,145)	91.1	(334,296)	95.0
H18. 4. 1	585,000	97.5	(501,878)	92.7	(341,903)	97.1
H19. 4. 1	585,000	97.5	(489,074)	90.4	(341,649)	97.0
H20. 4. 1	585,000	97.5	(482,478)	89.1	(341,447)	97.0
H21. 4. 1	585,000	97.5	(482,478)	89.1	(338,887)	96.3
H22. 4. 1	585,000	97.5	(447,450)	82.7	(327,194)	92.9
H23. 4. 1	585,000	97.5	(457,646)	84.5	(331,525)	94.2
H24. 4. 1	585,000	97.5	(459,974)	85.0	(327,672)	93.1
H25. 4. 1	585,000	97.5	(469,500)	86.7	(328,844)	93.4
H26. 4. 1	585,000	97.5	466,400	86.2	328,509	93.3
H27. 4. 1	585,000	97.5	468,400	86.5	326,405	92.7
H28. 4. 1	585,000	97.5	468,171	86.5	324,087	92.1
H29. 4. 1	585,000	97.5	466,595	86.2	323,075	91.8
H30. 4. 1	585,000	97.5	473,700	87.5	322,493	91.6
H31. 4. 1	585,000	97.5	469,100	86.7	321,986	91.5
R2. 4. 1	585,000	97.5	469,100	86.7	322,767	91.7
R3. 4. 1	585,000	97.5	466,600	86.2	319,717	90.8
R4. 4. 1	585,000	97.5	467,100	86.3	317,746	90.3
R5. 4. 1	585,000	97.5	467,600	86.4	318,155	90.4
R6. 4. 1	585,000	97.5	469,400	86.7	320,117	90.9

※ 平成17年度の市独自減額の内容

全職員の給料月額から1～5％を減額

※ 平成18年度の市独自減額の内容

主査以上の職員の給料月額から
1～3％を減額

※ 平成19～21年度の市独自減額の内容

課長級相当職以上の職員の給料月額から
3％程度を減額

※ 平成22年度の市独自減額の内容

若年層を除く全職員の給料月額から
1～5％を減額

※ 平成23～24年度の市独自減額の内容

おおむね40歳以上の職員の給料月額から
1～3％を減額

※ 平成25年度の国要請に伴う減額の内容

主査以上の職員の給料月額から
1.5～5％を減額（平成25年10月～）

(2) 市長を100とした場合【減額前】

(単位：円：％)

改定年月日	市長		副市長		議長		副議長	
	給料月額	指数	給料月額	指数	報酬月額	指数	報酬月額	指数
H10. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	80.4	697,000	62.2	632,000	56.4
H11. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	80.4	697,000	62.2	632,000	56.4
H12. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	80.4	697,000	62.2	632,000	56.4
H13. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	80.4	697,000	62.2	632,000	56.4
H14. 4. 1	1,120,000	100.0	901,000	80.4	697,000	62.2	632,000	56.4
H15. 1. 1	1,100,000	100.0	886,000	80.5	685,000	62.3	621,000	56.5
H15. 4. 1	1,100,000	100.0	886,000	80.5	685,000	62.3	621,000	56.5
H16. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H17. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H18. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H19. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H20. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H21. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H22. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H23. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H24. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H25. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H26. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H27. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H28. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H29. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H30. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
H31. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
R 2. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
R 3. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
R 4. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
R 5. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2
R 6. 4. 1	1,075,000	100.0	866,000	80.6	678,000	63.1	615,000	57.2

改定年月日	議員		一般行政職 ※給与実態調査（総務省）より			
			最高給者		平均	
	報酬月額	指数	給料月額	指数	給料月額	指数
H10. 4. 1	600,000	53.6	541,300	48.3	352,046	31.4
H11. 4. 1	600,000	53.6	541,300	48.3	354,754	31.7
H12. 4. 1	600,000	53.6	527,500	47.1	358,877	32.0
H13. 4. 1	600,000	53.6	527,500	47.1	356,712	31.8
H14. 4. 1	600,000	53.6	532,100	47.5	354,836	31.7
H15. 1. 1	590,000	53.6	532,100	48.4	354,836	32.3
H15. 4. 1	590,000	53.6	520,900	47.4	349,534	31.8
H16. 4. 1	585,000	54.4	519,100	48.3	346,351	32.2
H17. 4. 1	585,000	54.4	(493,145)	45.9	(334,296)	31.1
H18. 4. 1	585,000	54.4	(501,878)	46.7	(341,903)	31.8
H19. 4. 1	585,000	54.4	(489,074)	45.5	(341,649)	31.8
H20. 4. 1	585,000	54.4	(482,478)	44.9	(341,447)	31.8
H21. 4. 1	585,000	54.4	(482,478)	44.9	(338,887)	31.5
H22. 4. 1	585,000	54.4	(447,450)	41.6	(327,194)	30.4
H23. 4. 1	585,000	54.4	(457,646)	42.6	(331,525)	30.8
H24. 4. 1	585,000	54.4	(459,974)	42.8	(327,672)	30.5
H25. 4. 1	585,000	54.4	(469,500)	43.7	(328,844)	30.6
H26. 4. 1	585,000	54.4	466,400	43.4	328,509	30.6
H27. 4. 1	585,000	54.4	468,400	43.6	326,405	30.4
H28. 4. 1	585,000	54.4	468,171	43.6	324,087	30.1
H29. 4. 1	585,000	54.4	466,595	43.4	323,075	30.1
H30. 4. 1	585,000	54.4	473,700	44.1	322,493	30.0
H31. 4. 1	585,000	54.4	469,100	43.6	321,986	30.0
R 2. 4. 1	585,000	54.4	469,100	43.6	322,767	30.0
R 3. 4. 1	585,000	54.4	466,600	43.4	319,717	29.7
R 4. 4. 1	585,000	54.4	467,100	43.5	317,746	29.6
R 5. 4. 1	585,000	54.4	467,600	43.5	318,155	29.6
R 6. 4. 1	585,000	54.4	469,400	43.7	320,117	29.8

16 四国県庁所在市及び高知県との給料及び報酬月額額の比較

(1) 市長【減額前】

(単位：円：％)

改定年月日	高知市 人口31.4万			徳島市 人口24.6万			高松市 人口41.8万		
	給料月額	改定額	指数	給料月額	改定額	指数	給料月額	改定額	指数
H10. 4. 1	1,120,000	+1万	100.0	1,133,000		101.2	1,157,000		103.3
H11. 4. 1	1,120,000		100.0	1,155,000	+2万2千	103.1	1,157,000		103.3
H12. 4. 1	1,120,000		100.0	1,155,000		103.1	1,157,000		103.3
H13. 4. 1	1,120,000		100.0	1,155,000		103.1	1,157,000		103.3
H14. 4. 1	1,120,000		100.0	1,155,000		103.1	1,157,000		103.3
H15. 1. 1	1,100,000	△2万	100.0	1,131,000	△2万4千	102.8	1,157,000		105.2
H15. 4. 1	1,100,000		100.0	1,131,000		102.8	1,133,000	△2万4千	103.0
H15.12. 1	1,100,000		100.0	1,118,000	△1万3千	101.6	1,133,000		103.0
H16. 4. 1	1,075,000	△2万5千	100.0	1,118,000		104.0	1,121,000	△1万2千	104.3
H17. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,121,000		104.3
H17.12. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,121,000		104.3
H18. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000	△1万1千	103.3
H19. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H20. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H21. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H22. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H23. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H24. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H25. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H26. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H27. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H28. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H29. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H30. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
H31. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
R 2. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
R 3. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
R 4. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
R 5. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3
R 6. 4. 1	1,075,000		100.0	1,118,000		104.0	1,110,000		103.3

改定年月日	松山市 人口49.9万			高知県知事		
	給料月額	改定額	指数	給料月額	改定額	指数
H10. 4. 1	1,161,000		103.7	1,300,000		116.1
H11. 4. 1	1,161,000		103.7	1,300,000		116.1
H12. 4. 1	1,161,000		103.7	1,300,000		116.1
H13. 4. 1	1,161,000		103.7	1,300,000		116.1
H14. 4. 1	1,161,000		103.7	1,300,000		118.2
H15. 1. 1	1,137,000	△2万4千	103.4	1,300,000		116.1
H15. 4. 1	1,137,000		103.4	1,280,000	△2万	116.4
H15.12. 1	1,125,000	△1万2千	102.3	1,280,000		116.4
H16. 4. 1	1,125,000		104.7	1,260,000	△2万	117.2
H17. 4. 1	1,125,000		104.7	1,260,000		117.2
H17.12. 1	1,120,000	△5千	104.2	1,260,000		117.2
H18. 4. 1	1,120,000		104.2	1,240,000	△2万	115.3
H19. 4. 1	1,120,000		104.2	1,240,000		115.3
H20. 4. 1	1,120,000		104.2	1,240,000		115.3
H21. 4. 1	1,120,000		104.2	1,240,000		115.3
H22. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000	△2万	113.5
H23. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
H24. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
H25. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
H26. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
H27. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
H28. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
H29. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
H30. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
H31. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
R 2. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
R 3. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
R 4. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
R 5. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5
R 6. 4. 1	1,120,000		104.2	1,220,000		113.5

※ 指数は、高知市長を100とした場合の数値

(2) 市長【減額後】

(単位：円：％)

改定年月日	高知市			徳島市			高松市		
	給料月額	減額率	指数	給料月額	減額率	指数	給料月額	減額率	指数
H17. 4. 1	967,500	10%	100.0	894,400	20%	92.4	1,110,000	—	114.7
H18. 4. 1	967,500	10%	100.0	894,400	20%	92.4	1,110,000	—	114.7
H19. 4. 1	967,500	10%	100.0	894,400	20%	92.4	1,110,000	—	114.7
H20. 4. 1	967,500	10%	100.0	894,400	20%	92.4	1,110,000	—	114.7
H21. 4. 1	860,000	20%	100.0	894,400	20%	104.0	1,055,000	5%	122.7
H22. 4. 1	860,000	20%	100.0	894,400	20%	104.0	1,055,000	5%	122.7
H23. 4. 1	860,000	20%	100.0	894,400	20%	104.0	1,055,000	5%	122.7
H24. 4. 1	860,000	20%	100.0	894,400	20%	104.0	1,055,000	5%	122.7
H25. 4. 1	860,000	20%	100.0	894,400	20%	104.0	999,000	10%	116.2
	(806,250)	(25%)	(100.0)	(838,500)	(25%)	(104.0)	(944,000)	(15%)	(117.1)
H26. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,006,200	10%	104.0	1,110,000	—	114.7
H27. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
H28. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
H29. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
H30. 4. 1	967,500	10%	100.0	950,300	15%	98.2	1,110,000	—	114.7
H31. 4. 1	967,500	10%	100.0	950,300	15%	98.2	1,110,000	—	114.7
R 2. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
R 3. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
R 4. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
R 5. 4. 1	967,500	10%	100.0	1,118,000	—	115.6	1,110,000	—	114.7
R 6. 4. 1	1,075,000	—	100.0	1,118,000	—	104.0	1,110,000	—	103.3

※平成25年の下段（ ）書きは、国の要請による減額率上乘せ後の値

改定年月日	松山市			高知県知事		
	給料月額	減額率	指数	給料月額	減額率	指数
H17. 4. 1	1,091,250	3%	112.8	992,000	20%	102.5
H18. 4. 1	1,086,400	3%	112.3	992,000	20%	102.5
H19. 4. 1	1,086,400	3%	112.3	868,000	30%	89.7
H20. 4. 1	1,086,400	3%	112.3	868,000	30%	89.7
H21. 4. 1	1,086,400	3%	126.3	868,000	30%	100.9
H22. 4. 1	1,086,400	3%	126.3	976,000	20%	113.5
H23. 4. 1	1,086,400	3%	126.3	976,000	20%	113.5
H24. 4. 1	1,086,400	3%	126.3	976,000	20%	113.5
H25. 4. 1	1,030,400	8%	119.8	976,000	20%	113.5
	(896,000)	(20%)	(111.1)	(854,000)	(30%)	(105.9)
H26. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	976,000	20%	100.9
H27. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	976,000	20%	100.9
H28. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	976,000	20%	100.9
H29. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	976,000	20%	100.9
H30. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	1,098,000	10%	113.5
H31. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	1,098,000	10%	113.5
R 2. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	1,098,000	10%	113.5
R 3. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	1,098,000	10%	113.5
R 4. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	1,098,000	10%	113.5
R 5. 4. 1	1,030,400	8%	106.5	1,098,000	10%	113.5
R 6. 4. 1	1,030,400	8%	95.9	1,220,000	—	113.5

※平成25年の下段（ ）書きは、国の要請による減額率上乘せ後の値

(3) 副市長【減額前】

(単位：円：％)

改定年月日	高知市			徳島市			高松市		
	給料月額	改定額	指数	給料月額	改定額	指数	給料月額	改定額	指数
H10. 4. 1	901,000	+8千	100.0	917,000		101.8	934,000		103.7
H11. 4. 1	901,000		100.0	927,000	+1万	102.9	934,000		103.7
H12. 4. 1	901,000		100.0	927,000		102.9	934,000		103.7
H13. 4. 1	901,000		100.0	927,000		102.9	934,000		103.7
H14. 4. 1	901,000		100.0	927,000		102.9	934,000		105.4
H15. 1. 1	886,000	△1万5千	100.0	907,000	△2万4千	102.4	934,000		103.7
H15. 4. 1	886,000		100.0	907,000		102.4	915,000	△1万9千	103.3
H15.12. 1	886,000		100.0	896,000	△1万1千	101.1	915,000		103.3
H16. 4. 1	866,000	△2万	100.0	896,000		103.5	906,000	△9千	104.6
H17. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	906,000		104.6
H17.12. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	906,000		104.6
H18. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000	△9千	103.6
H19. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H20. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H21. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H22. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H23. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H24. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H25. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H26. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H27. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H28. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H29. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H30. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
H31. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
R 2. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
R 3. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
R 4. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
R 5. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6
R 6. 4. 1	866,000		100.0	896,000		103.5	897,000		103.6

改定年月日	松山市			高知県副知事		
	給料月額	改定額	指数	給料月額	改定額	指数
H10. 4. 1	927,000		102.9	990,000		109.9
H11. 4. 1	927,000		102.9	990,000		109.9
H12. 4. 1	927,000		102.9	990,000		109.9
H13. 4. 1	927,000		102.9	990,000		109.9
H14. 4. 1	927,000		102.9	990,000		111.7
H15. 1. 1	908,000	△1万9千	102.5	990,000		109.9
H15. 4. 1	908,000		102.5	980,000	△1万	110.6
H15.12. 1	903,000	△5千	101.9	980,000		110.6
H16. 4. 1	903,000		104.3	960,000	△2万	110.9
H17. 4. 1	903,000		104.3	960,000		110.9
H17.12. 1	899,000	△4千	103.8	960,000		110.9
H18. 4. 1	899,000		103.8	950,000	△1万	109.7
H19. 4. 1	899,000		103.8	950,000		109.7
H20. 4. 1	899,000		103.8	950,000		109.7
H21. 4. 1	899,000		103.8	950,000		109.7
H22. 4. 1	899,000		103.8	940,000	△1万	108.5
H23. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
H24. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
H25. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
H26. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
H27. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
H28. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
H29. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
H30. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
H31. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
R 2. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
R 3. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
R 4. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
R 5. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5
R 6. 4. 1	899,000		103.8	940,000		108.5

※ 指数は、高知市副市長を100とした場合の数値

(4) 副市長【減額後】

(単位：円：%)

改定年月日	高知市			徳島市			高松市		
	給料月額	減額率	指数	給料月額	減額率	指数	給料月額	減額率	指数
H17. 4. 1	779,400	10%	100.0	788,480	12%	101.2	906,000	—	116.2
H18. 4. 1	779,400	10%	100.0	788,480	12%	101.2	897,000	—	115.1
H19. 4. 1	779,400	10%	100.0	788,480	12%	101.2	897,000	—	115.1
H20. 4. 1	779,400	10%	100.0	788,480	12%	101.2	897,000	—	115.1
H21. 4. 1	736,100	15%	100.0	788,480	12%	107.1	862,000	4%	117.1
H22. 4. 1	736,100	15%	100.0	788,480	12%	107.1	862,000	4%	117.1
H23. 4. 1	736,100	15%	100.0	788,480	12%	107.1	862,000	4%	117.1
H24. 4. 1	736,100	15%	100.0	788,480	12%	107.1	862,000	4%	117.1
H25. 4. 1	736,100 (692,800)	15% (20%)	100.0 (100.0)	788,480 (761,600)	12% (15%)	107.1 (109.9)	817,000 (772,000)	9% (14%)	111.0 (111.4)
H26. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
H27. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
H28. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
H29. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
H30. 4. 1	822,700	5%	100.0	833,280	7%	101.3	897,000	—	109.0
H31. 4. 1	822,700	5%	100.0	833,280	7%	101.3	897,000	—	109.0
R 2. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
R 3. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
R 4. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
R 5. 4. 1	822,700	5%	100.0	896,000	—	108.9	897,000	—	109.0
R 6. 4. 1	866,000	—	100.0	896,000	—	103.5	897,000	—	103.6

※平成25年の下段（ ）書きは、国の要請による減額率上乗せ後の値

改定年月日	松山市			高知県副知事		
	給料月額	減額率	指数	給料月額	減額率	指数
H17. 4. 1	875,910	3%	112.4	836,000	12%	107.3
H18. 4. 1	872,030	3%	111.9	836,000	12%	107.3
H19. 4. 1	872,030	3%	111.9	836,000	12%	107.3
H20. 4. 1	872,030	3%	111.9	807,500	15%	103.6
H21. 4. 1	872,030	3%	118.5	807,500	15%	109.7
H22. 4. 1	872,030	3%	118.5	874,200	7%	118.8
H23. 4. 1	872,030	3%	118.5	874,200	7%	118.8
H24. 4. 1	872,030	3%	118.5	874,200	7%	118.8
H25. 4. 1	827,080 (764,150)	8% (15%)	112.4 (110.3)	874,200 (799,000)	7% (15%)	118.8 (115.3)
H26. 4. 1	845,060	6%	102.7	874,200	7%	106.3
H27. 4. 1	845,060	6%	102.7	874,200	7%	106.3
H28. 4. 1	845,060	6%	102.7	874,200	7%	106.3
H29. 4. 1	845,060	6%	102.7	874,200	7%	106.3
H30. 4. 1	845,060	6%	102.7	911,800	3%	110.8
H31. 4. 1	845,060	6%	102.7	911,800	3%	110.8
R 2. 4. 1	845,060	6%	102.7	911,800	3%	110.8
R 3. 4. 1	845,060	6%	102.7	911,800	3%	110.8
R 4. 4. 1	845,060	6%	102.7	911,800	3%	110.8
R 5. 4. 1	845,060	6%	102.7	911,800	3%	110.8
R 6. 4. 1	845,060	6%	97.6	940,000	—	108.5

※平成25年の下段（ ）書きは、国の要請による減額率上乗せ後の値

(5) 議長【減額無】

(単位：円：％)

改定年月日	高知市			徳島市			高松市		
	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数
H10. 4. 1	697,000	+6千	100.0	701,000		100.6	727,000		104.3
H11. 4. 1	697,000		100.0	714,000	+1万3千	102.4	727,000		104.3
H12. 4. 1	697,000		100.0	714,000		102.4	727,000		104.3
H12.12. 1	697,000		100.0	714,000		102.4	727,000		104.3
H13. 4. 1	697,000		100.0	714,000		102.4	727,000		104.3
H14. 4. 1	697,000		100.0	714,000		104.2	727,000		106.1
H15. 1. 1	685,000	△1万2千	100.0	714,000		104.2	727,000		106.1
H15. 4. 1	685,000		100.0	714,000		104.2	727,000		107.2
H16. 4. 1	678,000	△7千	100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H17. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H18. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H19. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H20. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H21. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H22. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H23. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H24. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H25. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H26. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H27. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H28. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H29. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H30. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
H31. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
R 2. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
R 3. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
R 4. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
R 5. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2
R 6. 4. 1	678,000		100.0	714,000		105.3	727,000		107.2

改定年月日	松山市			高知県		
	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数
H10. 4. 1	718,000		103.0	950,000		136.3
H11. 4. 1	718,000		103.0	950,000		136.3
H12. 4. 1	718,000		103.0	950,000		136.3
H12.12. 1	732,000	+1万4千	105.0	950,000		136.3
H13. 4. 1	732,000		105.0	950,000		136.3
H14. 1. 1	732,000		106.9	950,000		136.3
H14. 4. 1	732,000		106.9	950,000		138.7
H15. 4. 1	732,000		108.0	940,000	△1万	137.2
H16. 4. 1	732,000		108.0	920,000	△2万	135.7
H17. 4. 1	732,000		108.0	920,000		135.7
H18. 4. 1	732,000		108.0	910,000	△1万	134.2
H19. 4. 1	732,000		108.0	910,000		134.2
H20. 4. 1	732,000		108.0	910,000		134.2
H21. 4. 1	732,000		108.0	910,000		134.2
H22. 4. 1	732,000		108.0	900,000	△1万	132.7
H23. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
H24. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
H25. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
H26. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
H27. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
H28. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
H29. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
H30. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
H31. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
R 2. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
R 3. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
R 4. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
R 5. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7
R 6. 4. 1	732,000		108.0	900,000		132.7

※ 指数は、高知市議会議長を100とした場合の数値

(6) 副議長【減額無】

(単位：円：％)

改定年月日	高知市			徳島市			高松市		
	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数
H10. 4. 1	632,000	+6千	100.0	637,000		100.8	647,000		102.4
H11. 4. 1	632,000		100.0	647,000	+1万	102.4	647,000		102.4
H12. 4. 1	632,000		100.0	647,000		102.4	647,000		102.4
H12.12. 1	632,000		100.0	647,000		102.4	647,000		102.4
H13. 4. 1	632,000		100.0	647,000		102.4	647,000		102.4
H14. 4. 1	632,000		100.0	647,000		104.2	647,000		104.2
H15. 1. 1	621,000	△1万1千	100.0	647,000		102.4	647,000		102.4
H15. 4. 1	621,000		100.0	647,000		104.2	647,000		104.2
H16. 4. 1	615,000	△6千	100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H17. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H18. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H19. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H20. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H21. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H22. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H23. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H24. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H25. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H26. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H27. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H28. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H29. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H30. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
H31. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
R 2. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
R 3. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
R 4. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
R 5. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2
R 6. 4. 1	615,000		100.0	647,000		105.2	647,000		105.2

改定年月日	松山市			高知県		
	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数
H10. 4. 1	641,000		101.4	860,000		136.1
H11. 4. 1	641,000		101.4	860,000		136.1
H12. 4. 1	641,000		101.4	860,000		136.1
H12.12. 1	654,000	+1万3千	103.5	860,000		136.1
H13. 4. 1	654,000		103.5	860,000		136.1
H14. 1. 1	654,000		105.3	860,000		138.5
H14. 4. 1	654,000		103.5	860,000		136.1
H15. 4. 1	654,000		105.3	850,000	△1万	136.9
H16. 4. 1	654,000		106.3	840,000	△2万	136.6
H17. 4. 1	654,000		106.3	840,000		136.6
H18. 4. 1	654,000		106.3	830,000	△1万	135.0
H19. 4. 1	654,000		106.3	830,000		135.0
H20. 4. 1	654,000		106.3	830,000		135.0
H21. 4. 1	654,000		106.3	830,000		135.0
H22. 4. 1	654,000		106.3	820,000	△1万	133.3
H23. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
H24. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
H25. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
H26. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
H27. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
H28. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
H29. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
H30. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
H31. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
R 2. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
R 3. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
R 4. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
R 5. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3
R 6. 4. 1	654,000		106.3	820,000		133.3

※ 指数は、高知市議会副議長を100とした場合の数値

(7) 議員【減額無】

(単位：円：％)

改定年月日	高知市			徳島市			高松市		
	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数
H10. 4. 1	600,000	+5千	100.0	597,000		99.5	608,000		101.3
H11. 4. 1	600,000		100.0	606,000	+1万	101.0	608,000		101.3
H12. 4. 1	600,000		100.0	606,000		101.0	608,000		101.3
H12.12. 1	600,000		100.0	606,000		101.0	608,000		101.3
H13. 4. 1	600,000		100.0	606,000		101.0	608,000		101.3
H14. 4. 1	600,000		100.0	606,000		102.7	608,000		103.1
H15. 1. 1	590,000	△1万	100.0	606,000		101.0	608,000		101.3
H15. 4. 1	590,000		100.0	606,000		102.7	608,000		103.1
H16. 4. 1	585,000	△5千	100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H17. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H18. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H19. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H20. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H21. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H22. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H23. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H24. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H25. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H26. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H27. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H28. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H29. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H30. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
H31. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
R 2. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
R 3. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
R 4. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
R 5. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9
R 6. 4. 1	585,000		100.0	606,000		103.6	608,000		103.9

改定年月日	松山市			高知県		
	報酬月額	改定額	指数	報酬月額	改定額	指数
H10. 4. 1	611,000		101.8	810,000		135.0
H11. 4. 1	611,000		101.8	810,000		135.0
H12. 4. 1	611,000		101.8	810,000		135.0
H12.12. 1	623,000	+1万3千	103.8	810,000		135.0
H13. 4. 1	623,000		103.8	810,000		135.0
H14. 1. 1	623,000		105.6	810,000		137.3
H14. 4. 1	623,000		103.8	810,000		135.0
H15. 4. 1	623,000		105.6	800,000	△1万	135.6
H16. 4. 1	623,000		106.5	790,000	△1万	135.0
H17. 4. 1	623,000		106.5	790,000		135.0
H18. 4. 1	623,000		106.5	780,000	△1万	133.3
H19. 4. 1	623,000		106.5	780,000		133.3
H20. 4. 1	623,000		106.5	780,000		133.3
H21. 4. 1	623,000		106.5	780,000		133.3
H22. 4. 1	623,000		106.5	770,000	△1万	131.6
H23. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
H24. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
H25. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
H26. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
H27. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
H28. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
H29. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
H30. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
H31. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
R 2. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
R 3. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
R 4. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
R 5. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6
R 6. 4. 1	623,000		106.5	770,000		131.6

※ 指数は、高知市議会議員を100とした場合の数値

17 年収比較（試算値）

(1) 市長（指数は市長を100とした場合の数値）

（単位：千円：％）

年度	給料月額	月数	給料 (A)	期末手当 (B)				年収 (A+B)	指数
				加算率	基礎額	月数	手当額		
10	1,120.0	12	13,440	20%	1,344	4.05	5,443	18,883	100.0
11	1,120.0	12	13,440		1,344	4.05	5,443	18,883	100.0
12	1,120.0	12	13,440		1,344	4.05	5,443	18,883	100.0
13	1,120.0	12	13,440		1,344	3.55	4,771	18,211	100.0
14	1,100.0	12	13,200		1,320	3.50	4,620	17,820	100.0
15	1,100.0	12	13,200		1,320	3.50	4,620	17,820	100.0
16	1,075.0	12	12,900		1,290	3.30	4,257	17,157	100.0
17	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.35	4,321	15,931	100.0
18	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.35	4,321	15,931	100.0
19	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.35	4,321	15,931	100.0
20	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.35	4,321	15,931	100.0
21	減額後 860.0	12	10,320		1,290	3.10	3,999	14,319	100.0
22	減額後 860.0	12	10,320		1,290	2.95	3,805	14,125	100.0
23	減額後 860.0	12	10,320		1,290	2.95	3,805	14,125	100.0
24	減額後 860.0	12	10,320		1,290	2.95	3,805	14,125	100.0
25	減額後① 860.0	6	9,997		1,290	2.95	3,805	13,802	100.0
	減額後② 806.3	6							
26	減額後 967.5	12	11,610		1,290	2.95	3,805	15,415	100.0
27	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.00	3,870	15,480	100.0
28	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.25	4,192	15,802	100.0
29	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.30	4,257	15,867	100.0
30	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.35	4,321	15,931	100.0
31	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.40	4,386	15,996	100.0
2	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.40	4,386	15,996	100.0
3	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.35	4,321	15,931	100.0
4	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.30	4,128	15,738	100.0
5	減額後 967.5	12	11,610		1,290	3.40	4,386	15,996	100.0
6	1,075.0	12	12,900		1,290	3.45	4,450	17,350	100.0

※令和4年6月の期末手当は、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額（令和3年12月に支給された期末手当の額の167.5分の10）を減じた額を支給

(2) 副市長（指数は市長を100とした場合の数値）

（単位：千円：％）

年度	給料月額	月数	給料 (A)	期末手当 (B)				年収 (A+B)	指数
				加算率	基礎額	月数	手当額		
10	901.0	12	10,812	20%	1,081	4.05	4,378	15,190	80.4
11	901.0	12	10,812		1,081	4.05	4,378	15,190	80.4
12	901.0	12	10,812		1,081	4.05	4,378	15,190	80.4
13	901.0	12	10,812		1,081	3.55	3,838	14,650	80.4
14	901.0	12	10,812		1,081	3.50	3,784	14,596	81.9
15	866.0	12	10,392		1,039	3.50	3,637	14,029	78.7
16	866.0	12	10,392		1,039	3.30	3,429	13,821	80.6
17	減額後 779.4	12	9,353		1,039	3.35	3,481	12,834	80.6
18	減額後 779.4	12	9,353		1,039	3.35	3,481	12,834	80.6
19	減額後 779.4	12	9,353		1,039	3.35	3,481	12,834	80.6
20	減額後 779.4	12	9,353		1,039	3.35	3,481	12,834	80.6
21	減額後 736.1	12	8,833		1,039	3.10	3,221	12,054	84.2
22	減額後 736.1	12	8,833		1,039	2.95	3,065	11,898	84.2
23	減額後 736.1	12	8,833		1,039	2.95	3,065	11,898	84.2
24	減額後 736.1	12	8,833		1,039	2.95	3,065	11,898	84.2
25	減額後① 736.1 減額後② 692.8	6 6	8,573		1,039	2.95	3,065	11,638	84.3
26	減額後 822.7	12	9,872		1,039	2.95	3,065	12,937	83.9
27	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.00	3,117	12,989	83.9
28	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.25	3,377	13,249	83.8
29	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.30	3,429	13,301	83.8
30	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.35	3,481	13,353	83.8
31	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.40	3,533	13,405	83.8
2	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.40	3,533	13,405	83.8
3	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.35	3,481	13,353	83.8
4	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.30	3,325	13,197	83.9
5	減額後 822.7	12	9,872		1,039	3.40	3,533	13,405	83.8
6	866.0	12	10,392		1,039	3.45	3,585	13,977	80.6

※減額措置は松島副市長（令和2年7月～令和5年7月）を除く

※令和4年6月の期末手当は、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額（令和3年12月に支給された期末手当の額の167.5分の10）を減じた額を支給

(3) 一般職最高給者（指数は市長を100とした場合の数値）（単位：千円：％）

(注) 平成25年度は、給与改定率(給与改定率)を100とした場合の数値(単位:円/月)													
年度	給料月額		管理職手当		月数	給料+手当 (A)	期末勤勉手当 (B)			年収 (A+B)	指数		
			率	手当額			加算率	基礎額	月数			手当額	
10		541.3	20%	108.26	12	7,795	20%	650	5.25	3,410	11,205	59.3	
11		541.3	20%	108.26	12	7,795		650	5.25	3,410	11,205	59.3	
12		527.5	20%	105.50	12	7,596		633	5.25	3,323	10,919	57.8	
13		527.5	20%	105.50	12	7,596		633	5.25	3,323	10,919	60.0	
14		532.1	20%	106.42	12	7,662		639	4.65	2,969	10,631	59.7	
15		520.9	20%	104.18	12	7,501		625	4.65	2,906	10,407	58.4	
16		519.1	18%	93.44	12	7,350		623	4.40	2,740	10,090	58.8	
17	減額後	468.4	18%	84.31	12	6,633		592	4.42	2,615	9,248	58.0	
18	減額後	501.8	18%	90.32	12	7,105		634	4.42	2,801	9,906	62.2	
19	減額後	489.0	18%	88.02	12	6,924		618	4.42	2,730	9,654	60.6	
20	減額後	489.0	定額	84.60	12	6,883		618	4.42	2,730	9,613	60.3	
21	減額後	482.0	定額	84.60	12	6,799		609	4.07	2,477	9,276	64.8	
22	減額後	447.4	定額	76.14	12	6,282		565	3.87	2,187	8,469	60.0	
23	減額後	457.6	定額	76.14	12	6,405		566	3.87	2,190	8,595	60.8	
24	減額後	460.0	定額	76.14	12	6,434		569	3.87	2,202	8,636	61.1	
25	減額後	469.5	定額	84.60	6	6,508		20%	563	3.87	2,180		62.9
	減額後	446.0	定額	84.60	6								
26		466.4	定額	84.60	12	6,612			560	3.92	2,193	8,805	57.1
27		468.4	定額	84.60	12	6,636			562	3.94	2,214	8,850	57.2
28		468.2	定額	84.60	12	6,634			562	4.24	2,382	9,016	57.1
29		466.6	定額	84.60	12	6,614			560	4.34	2,430	9,044	57.0
30		473.7	定額	84.60	12	6,700			568	4.39	2,495	9,195	57.7
31		469.1	定額	84.60	12	6,644			563	4.44	2,499	9,143	57.2
2		469.1	定額	84.60	12	6,644			563	4.39	2,471	9,115	57.0
3		466.6	定額	84.60	12	6,614			560	4.39	2,458	9,072	56.9
4		467.1	定額	84.60	12	6,620			561	4.34	2,348	8,968	57.0
5		469.0	定額	84.60	12	6,643			563	4.44	2,498	9,141	57.1
6		474.4	定額	84.60	12	6,708			569	4.54	2,584	9,292	53.6

※住居手当・通勤手当等は除く

※令和4年6月の期末手当は、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額（令和3年12月に支給された期末手当の額の127.5分の15）を減じた額を支給

(4) 高知県知事（指数は市長を100とした場合の数値）

（単位：千円：％）

年度	給料月額	月数	給料 (A)	期末手当 (B)			年収 (A+B)	指数	
				加算率	基礎額	月数 手当額			
10	1,300	12	15,600	45%	1,885	4.05	7,634	23,234	123.0
11	1,300	12	15,600		1,885	4.05	7,634	23,234	123.0
12	1,300	12	15,600		1,885	4.05	7,634	23,234	123.0
13	1,300	12	15,600		1,885	3.55	6,691	22,291	122.4
14	1,300	12	15,600		1,885	3.50	6,597	22,197	124.6
15	1,280	12	15,360		1,856	3.30	6,124	21,484	120.6
16	1,260	12	15,120		1,827	3.30	6,029	21,149	123.3
17	減額後 1,071	12	12,852		1,827	3.30	6,029	18,881	118.5
18	減額後 992	12	11,904		1,798	3.30	5,933	17,837	112.0
19	減額後 868	12	10,416		1,798	3.30	5,933	16,349	102.6
20	減額後 868	12	10,416		1,798	3.35	6,023	16,439	103.2
21	減額後① 868	9	10,788		1,798	3.10	5,573	16,361	114.3
	減額後② 992	3							
22	減額後 976	12	11,712		1,769	2.95	5,218	16,930	119.9
23	減額後 976	12	11,712		1,769	2.95	5,218	16,930	119.9
24	減額後 976	12	11,712		1,769	2.95	5,218	16,930	119.9
25	減額後① 976	3	10,614		1,769	2.95	5,218	15,832	114.7
	減額後② 854	9							
26	減額後 976	12	11,712		1,769	2.95	5,218	16,930	109.8
27	減額後 976	12	11,712		1,769	2.95	5,218	16,930	109.4
28	減額後 976	12	11,712		1,769	3.00	5,307	17,019	107.7
29	減額後 976	12	11,712		1,769	3.05	5,395	17,107	107.8
30	減額後 1,098	12	13,176		1,769	3.10	5,483	18,659	117.1
31	減額後 1,098	12	13,176		1,769	3.15	5,572	18,748	117.2
2	減額後① 1,098	11	12,078		1,769	3.15	5,572	17,650	110.3
	減額後② 0	1							
3	減額後 1,098	12	13,176		1,769	3.15	5,572	18,748	117.7
4	減額後 1,098	12	13,176		1,769	3.20	5,572	18,748	119.1
5	減額後 1,098	12	13,176		1,769	3.25	5,749	18,925	118.3
6	1,220	12	14,640		1,769	3.30	5,837	20,477	118.0

※令和4年6月の期末手当は、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額（令和3年12月に支給された期末手当の額の157.5分の5）を減じた額を支給

(5) 高知県副知事（指数は副市長を100とした場合の数値）

（単位：千円：％）

年度	給料月額	月数	給料 (A)	期末手当 (B)			年収 (A+B)	指数	
				加算率	基礎額	月数 手当額B			
10	990.0	12	11,880	45%	1,436	4.05	5,813	17,693	116.5
11	990.0	12	11,880		1,436	4.05	5,813	17,693	116.5
12	990.0	12	11,880		1,436	4.05	5,813	17,693	116.5
13	990.0	12	11,880		1,436	3.55	5,096	16,976	115.9
14	990.0	12	11,880		1,436	3.50	5,024	16,904	115.8
15	980.0	12	11,760		1,421	3.30	4,689	16,449	117.2
16	960.0	12	11,520		1,392	3.30	4,593	16,113	116.6
17	減額後 844.8	12	10,138		1,392	3.30	4,593	14,731	114.8
18	減額後 836.0	12	10,032		1,378	3.30	4,545	14,577	113.6
19	減額後 836.0	12	10,032		1,378	3.30	4,545	14,577	113.6
20	減額後 807.5	12	9,690		1,378	3.35	4,614	14,304	111.5
21	減額後 807.5	9	9,918		1,378	3.10	4,270	14,188	117.7
	減額後 883.5	3							
22	減額後 874.2	12	10,490		1,363	2.95	4,020	14,510	122.0
23	減額後 874.2	12	10,490		1,363	2.95	4,020	14,510	122.0
24	減額後 874.2	12	10,490		1,363	2.95	4,020	14,510	122.0
25	減額後① 874.2	3	9,814		1,363	2.95	4,020	13,834	118.9
	減額後② 799.0	9							
26	減額後 874.2	12	10,490		1,363	2.95	4,020	14,510	112.2
27	減額後 874.2	12	10,490		1,363	2.95	4,020	14,510	111.7
28	減額後 874.2	12	10,490		1,363	3.00	4,089	14,579	110.0
29	減額後 874.2	12	10,490		1,363	3.05	4,157	14,647	110.1
30	減額後 911.8	12	10,942		1,363	3.10	4,225	15,167	113.6
31	減額後 911.8	12	10,942		1,363	3.15	4,293	15,235	113.6
2	減額後① 911.8	11	10,688		1,363	3.15	4,293	14,981	111.8
	減額後② 658	1							
3	減額後 911.8	12	10,942		1,363	3.15	4,293	15,235	114.1
4	減額後 911.8	12	10,942		1,363	3.20	4,293	15,235	115.4
5	減額後 911.8	12	10,942		1,363	3.25	4,429	15,371	114.7
6	940.0	12	11,280		1,363	3.30	4,497	15,777	112.9

※令和4年6月の期末手当は、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額（令和3年12月に支給された期末手当の額の157.5分の5）を減じた額を支給

資 料 編 Ⅱ

－ 県庁所在市及び中核市に関する報酬等について －

18 県庁所在市及び中核市特別職の給料月額比較

(単位：千円)

順位	県庁所在 中核市	改定等	府県名	都市名	人口 (千人)	条例上の 給料月額		独自減額後（令和6年12月時点）				備考
						市長	副市長	措置	市長	措置	副市長	
1	○		神奈川県	横浜市	3,768	1,599	1,285		1,599		1,285	
2	○	※	愛知県	名古屋市	2,322	1,467	1,100		1,467	4%	1,052	市長 減額措置終了 副市長H28.4.1～当分の間 (減額措置縮小)
3	○		千葉県	千葉市	982	1,317	1,064		1,317		1,064	
4	○		宮城県	仙台市	1,061	1,310	1,020		1,310		1,020	
4	○		広島県	広島市	1,175	1,310	1,050		1,310		1,050	
6	○		福岡県	福岡市	1,646	1,300	1,040		1,300		1,040	
7	○		北海道	札幌市	1,954	1,280	1,030		1,280		1,030	
8	○		静岡県	静岡市	676	1,250	940		1,250		940	
9	○	◎ ※	埼玉県	さいたま市	1,346	1,229	966	定額	1,210	定額	951	R6.4.1増額と同時に 実支給額は改定前の額とする減額措置 開始（R6.4.1～R7.3.31）
10	○	◎	熊本県	熊本市	729	1,193	949		1,193		949	R6.4.1増額
11	○	○	石川県	金沢市	455	1,180	960		1,180		960	
11	○	○	兵庫県	姫路市	524	1,180	960		1,180		960	
13	○	○	兵庫県	尼崎市	454	1,177	942		1,177		942	
14	○	◎	新潟県	新潟市	764	1,174	948		1,174		948	R6.4.1増額
15	○		岡山県	岡山市	713	1,160	920		1,160		920	
16	○	○	鹿児島県	鹿児島市	593	1,154	931		1,154		931	
17	○	○	岡山県	倉敷市	474	1,150	930		1,150		930	
18	○	○	埼玉県	川口市	607	1,146	942		1,146		942	
19	○	○	岩手県	盛岡市	278	1,138	882		1,138		882	
20	○	○	大分県	大分市	473	1,134	905		1,134		905	
21	○	○	三重県	津市	270	1,130	870		1,130		870	
22	○	○	愛知県	豊田市	416	1,129	951		1,129		951	
23	○	○	兵庫県	神戸市	1,495	1,410	1,110	20%	1,128	15%	944	R6.4.1～R7.3.31 前年度から減額割合に変更なし
24	○	○	群馬県	前橋市	329	1,125	900		1,125		900	
25	○	○	広島県	福山市	456	1,120	930		1,120		930	
26	○	○	徳島県	徳島市	246	1,118	896		1,118		896	
27	○	○ ※	愛知県	岡崎市	383	1,116	937		1,116		937	減額措置終了
28	○	○	香川県	高松市	418	1,110	897		1,110		897	
29	○	○	栃木県	宇都宮市	514	1,180	960	6%	1,109	6%	902	H20.4.1～R7.3.31
30	○	○	群馬県	高崎市	367	1,100	880		1,100		880	
31	○	○	長野県	長野市	363	1,097	899		1,097		899	
31	○	○	福岡県	久留米市	307	1,097	897		1,097		897	
33	○	◎	愛知県	一宮市	378	1,096	901		1,096		901	R6.4.1増額
33	○	○	長崎県	長崎市	393	1,096	892		1,096		892	
35	○	○	愛知県	豊橋市	367	1,091	915		1,091		915	
36	○	○	岐阜県	岐阜市	399	1,090	890		1,090		890	
37	○	○	福島県	いわき市	305	1,089	891		1,089		891	
38	○	○	沖縄県	那覇市	313	1,085	890		1,085		890	
39	○	○	兵庫県	明石市	306	1,084	895		1,084		895	
40	○	○	山梨県	甲府市	184	1,080	880		1,080		880	
41	○	○	千葉県	船橋市	649	1,076	818		1,076		818	
42	○	○	富山県	富山市	405	1,075	893		1,075		893	
42	○	○ ※	高知県	高知市	314	1,075	866		1,075		866	減額措置終了
44	○	○	埼玉県	川越市	353	1,073	896		1,073		896	
45	○	○	山形県	山形市	237	1,066	843		1,066		843	
46	○	○	大阪府	高槻市	346	1,065	935		1,065		935	
47	○	○	青森県	八戸市	217	1,062	856		1,062		856	

(令和6年12月 本市調べ)

(単位：千円)

順位	県庁所在	中核市	改定等	府県名	都市名	人口 (千人)	条例上の 給料月額		独自減額後（令和6年12月時点）				備考
							市長	副市長	措置	市長	措置	副市長	
48		○		山口県	下関市	245	1,060	860		1,060		860	
49	○	○		福井県	福井市	255	1,058	874		1,058		874	
49		○		長崎県	佐世保市	231	1,058	873		1,058		873	
51		○		福島県	郡山市	320	1,057	888		1,057		888	
52	○	○		秋田県	秋田市	295	1,173	899	10%	1,056	5%	854	H21. 12. 1～R7. 3. 31
53	○	○	※	宮崎県	宮崎市	395	1,053	840		1,053		840	減額措置終了
54		○		埼玉県	越谷市	343	1,051	882		1,051		882	
55		○		北海道	旭川市	318	1,050	865		1,050		865	
55		○		北海道	函館市	238	1,050	830		1,050		830	
55		○		大阪府	吹田市	382	1,050	920		1,050		920	
58	○	○		福島県	福島市	266	1,048	866		1,048		866	
58	○	○		奈良県	奈良市	348	1,048	885		1,048		885	
60	○			佐賀県	佐賀市	227	1,039	820		1,039		820	
61		○		大阪府	豊中市	398	1,035	895		1,035		895	
62		○		広島県	呉市	204	1,034	860		1,034		860	
63	○	○	※	滋賀県	大津市	343	1,032	897		1,032		897	減額措置終了
64		○		神奈川県	横須賀市	381	1,031	877		1,031		877	
65	○	○		愛媛県	松山市	499	1,120	899	8%	1,030	6%	845	H26. 4. 1～R7. 3. 31
66		○		長野県	松本市	234	1,027	843		1,027		843	
67	○	○		鳥取県	鳥取市	180	1,026	850		1,026		850	
67	○	○		島根県	松江市	195	1,026	836		1,026		836	
69		○		大阪府	寝屋川市	225	1,020	870		1,020		870	
70	○			大阪府	大阪市	2,777	1,669	1,096	40%	1,001	14%	943	R1. 7. 1～当分の間
71	○	○		青森県	青森市	265	1,000	788		1,000		788	
72	○			山口県	山口市	186	990	810		990		810	
73		○	◎	千葉県	柏市	436	975	801		975		801	R6. 4. 1増額
74	○		※	京都府	京都市	1,375	1,390	1,100	30%	973	12%	968	副市長のみ変更 15%→12% (減額措置縮小)
75	○	○		茨城県	水戸市	268	1,075	885	10%	968	3%	858	R5. 7. 1～R9. 5. 28
76		○	※	兵庫県	西宮市	481	1,206	974	20%	965	15%	828	R6. 1. 1～R6. 12. 31 (減額措置開始)
77	○	○		和歌山県	和歌山市	355	950	820		950		820	
78		○	※	東京都	八王子市	560	1,110	940	30%	777		940	R6. 3. 5～当分の間 (減額措置開始)
79		○	※	大阪府	東大阪市	478	1,030	870	30%	721		870	R6. 4. 1～R9. 10. 27 (減額措置開始) R7. 2. 1からは30%→20%
80		○		大阪府	枚方市	393	1,023	890	30%	716	10%	801	R5. 9. 23～市長の現任期
81		○		大阪府	八尾市	260	1,010	870	30%	707	20%	696	R5. 6. 1～R9. 4. 30

順位については、市長の減額後給料月額の順による

「改定等」欄 ◎：報酬月額の上昇改定があった都市、※：減額措置に変更があった都市

県庁所在地市平均	1,166	931		1,127		916
----------	-------	-----	--	-------	--	-----

中核市平均	1,081	889		1,051		879
-------	-------	-----	--	-------	--	-----

全市平均	1,128	915		1,088		901
------	-------	-----	--	-------	--	-----

高知市順位（独自減額後）		全市	中核市
		市 長	42/81位
	副市長	58/81位	41/62位
高知市順位（条例上）		市 長	48/81位
		副市長	64/81位
			31/62位
			47/62位

(参考) 都道府県内における高知県

高知県順位（条例上）		給料額	全都道府県
		知事	1,220
		副知事	940
			43/47位
			45/47位

19 県庁所在市及び中核市議長等の報酬月額比較

(単位：千円)

順位	県庁所在 中核市	改定等	府県名	都市名	人口 (千人)	条例上の 報酬月額			独自減額後（令和6年12月時点）						備考
						議長	副議長	議員	措置	議長	措置	副議長	措置	議員	
1	○		神奈川県	横浜市	3,768	1,179	1,061	953		1,179		1,061		953	
2	○		兵庫県	神戸市	1,495	1,140	1,040	930		1,140		1,040		930	
3	○		広島県	広島市	1,175	1,060	930	860		1,060		930		860	
3	○		福岡県	福岡市	1,646	1,060	970	880		1,060		970		880	
5	○		愛知県	名古屋市	2,322	1,225	1,078	990	15%	1,041	15%	916	15%	842	H28.4.1～当分の間
6	○		北海道	札幌市	1,954	1,040	950	860		1,040		950		860	
7	○		宮城県	仙台市	1,061	1,020	910	840		1,020		910		840	
8	○	◎	埼玉県	さいたま市	1,346	992	886	819		992		886		819	R6.4.1増額
9	○		大阪府	大阪市	2,777	1,080	960	880	12%	950	12%	844	12%	774	H27.4.30～R7.3.31
10	○		千葉県	千葉市	982	930	840	770		930		840		770	
11	○	※	京都府	京都市	1,375	1,120	1,030	960	20%	896	20%	824	20%	768	R6.1.1～R9.3.31 (減額措置開始)
12	○		岡山県	岡山市	713	850	770	710		850		770		710	
13	○		静岡県	静岡市	676	824	735	663		824		735		663	
14	○		兵庫県	姫路市	524	823	747	685		823		747		685	
15	○	◎	熊本県	熊本市	729	822	748	678		822		748		678	R6.4.1増額
16	○	○	石川県	金沢市	455	810	745	700		810		745		700	
17	○	○	栃木県	宇都宮市	514	800	710	670		800		710		670	
18	○		兵庫県	尼崎市	454	797	717	640		797		717		640	
19	○	○	和歌山県	和歌山市	355	790	720	660		790		720		660	
19	○	○	鹿児島県	鹿児島市	593	790	738	686		790		738		686	
21	○	◎	新潟県	新潟市	764	786	707	659		786		707		659	R6.4.1増額
21	○	※	兵庫県	西宮市	481	827	748	687	5%	786	5%	711	5%	653	R6.4.1～R7.3.31 (減額措置開始)
23	○		岡山県	倉敷市	474	780	720	670		780		720		670	
24	○	○	岐阜県	岐阜市	399	770	700	650		770		700		650	
25	○	◎	愛知県	豊田市	416	767	698	649		767		698		649	R6.4.1増額
26	○		大阪府	枚方市	393	766	727	669		766		727		669	
26	○	○	大分県	大分市	473	766	695	641		766		695		641	
28	○		広島県	福山市	456	765	685	635		765		685		635	
29	○		千葉県	船橋市	649	759	686	613		759		686		613	
30	○		東京都	八王子市	560	750	680	610		750		680		610	
30	○		大阪府	高槻市	346	750	710	660		750		710		660	
32	○		埼玉県	川口市	607	748	684	641		748		684		641	
33	○	○	長崎県	長崎市	393	744	679	625		744		679		625	
34	○		神奈川県	横須賀市	381	743	680	646		743		680		646	
35	○	○	山形県	山形市	237	740	690	640		740		690		640	
35	○	○	福井県	福井市	255	740	670	630		740		670		630	
35	○	◎	愛知県	岡崎市	383	740	672	617		740		672		617	R6.10.26増額
35	○		大阪府	吹田市	382	740	700	650		740		700		650	
39	○	○	奈良県	奈良市	348	733	644	596		733		644		596	
40	○	○	長野県	長野市	363	732	654	606		732		654		606	
40	○		兵庫県	明石市	306	732	667	602		732		667		602	
40	○	○	愛媛県	松山市	499	732	654	623		732		654		623	
43	○	○	大阪府	豊中市	398	730	690	635		730		690		635	
44	○	○	香川県	高松市	418	727	647	608		727		647		608	
45	○		大阪府	東大阪市	478	720	666	630		720		666		630	
46	○		愛知県	豊橋市	367	716	651	585		716		651		585	
47	○	○	富山県	富山市	405	715	645	600		715		645		600	

(令和6年12月 本市調べ)

(単位：千円)

順位	県庁所在	中核市	改定等	府県名	都市名	人口(千人)	条例上の報酬月額			独自減額後（令和6年12月時点）						備考
							議長	副議長	議員	措置	議長	措置	副議長	措置	議員	
48	○			徳島県	徳島市	246	714	647	606		714		647		606	
49	○	○		岩手県	盛岡市	278	711	645	617		711		645		617	
50	○	○		秋田県	秋田市	295	704	655	625		704		655		625	
51		○		福島県	いわき市	305	700	660	630		700		660		630	
51	○	○		茨城県	水戸市	268	700	630	590		700		630		590	
51		○	※	大阪府	八尾市	260	700	650	610		700		650		610	減額措置終了
54	○	○		宮崎県	宮崎市	395	696	625	583		696		625		583	
55	○	○		沖縄県	那覇市	313	694	626	586		694		626		586	
56	○			佐賀県	佐賀市	227	692	607	553		692		607		553	
57		○		青森県	八戸市	217	687	626	597		687		626		597	
58		○		福島県	郡山市	320	685	638	600		685		638		600	
59		○		福岡県	久留米市	307	683	616	582		683		616		582	
60	○	○		福島県	福島市	266	682	636	599		682		636		599	
61		○	※	大阪府	寝屋川市	225	745	705	660	10%	679	10%	639	10%	594	R6. 4. 1～当分の間 議長・副議長 2%→10% 議員 3%→10% (減額措置強化)
62		○	◎	千葉県	柏市	436	678	606	585		678		606		585	R6. 4. 1増額
62	○	○		高知県	高知市	314	678	615	585		678		615		585	
64	○			三重県	津市	270	670	610	550		670		610		550	
65		○		長崎県	佐世保市	231	662	602	563		662		602		563	
66	○	○		山梨県	甲府市	184	660	610	590		660		610		590	
66		○		広島県	呉市	204	660	600	550		660		600		550	
68	○	○		青森県	青森市	265	658	603	580		658		603		580	
69		○		埼玉県	越谷市	343	657	591	575		657		591		575	
69	○	○		滋賀県	大津市	343	657	611	563		657		611		563	
71	○	○		群馬県	前橋市	329	655	620	585		655		620		585	
71		○		山口県	下関市	245	655	590	545		655		590		545	
73	○	○	◎	愛知県	一宮市	378	648	596	553		648		596		553	R6. 4. 1増額
74		○		埼玉県	川越市	353	641	588	576		641		588		576	
75		○		群馬県	高崎市	367	635	605	570		635		605		570	
76		○	◎	北海道	旭川市	318	630	560	520		630		560		520	R6. 4. 1増額
76		○		北海道	函館市	238	630	560	510		630		560		510	
78		○		長野県	松本市	234	617	554	497		617		554		497	
79	○	○		鳥取県	鳥取市	180	584	513	475		584		513		475	
79	○	○		島根県	松江市	195	584	504	475		584		504		475	
81	○			山口県	山口市	186	557	480	449		557		480		449	

順位については、議長の減額後給料月額の順による

「改定等」欄 ◎：報酬月額のプラス改定があった都市，※：減額措置に変更があった都市

県庁所在都市平均	805	727	674		793		717		664
----------	-----	-----	-----	--	-----	--	-----	--	-----

中核市平均	713	651	607		711		649		605
-------	-----	-----	-----	--	-----	--	-----	--	-----

全市平均	765	695	645		757		688		638
------	-----	-----	-----	--	-----	--	-----	--	-----

高知市順位（独自減額後）		全市	中核市
	議長	62/81位	45/62位
	副議長	62/81位	46/62位
高知市順位（条例上）	議長	62/81位	45/62位
	副議長	62/81位	46/62位
	議員	59/81位	43/62位

(参考) 都道府県内における高知県

高知県順位（条例上）		給料額	全都道府県
	議長	900	46/47位
	副議長	820	41/47位
	議員	770	43/47位

20 中核市等市議会議員の委員長等の報酬の状況

都市名(59)	府県名	人口(千人)	適用年月	現 行 額 (千円)									
				議長	副議長	議員	常任委員長	常任副委員長	議会運営委員長	議会運営副委員長	特別委員長	特別副委員長	
中核市	旭川	北海道	318	R6. 4. 1	630.0	560.0	520.0	—	—	—	—	—	—
	函館	北海道	238	H9. 1. 1	630.0	560.0	510.0	—	—	—	—	—	—
	青森	青森	265	H29. 1. 1	658.0	603.0	580.0	—	—	—	—	—	—
	八戸	青森	217	H30. 4. 1	687.0	626.0	597.0	—	—	—	—	—	—
	盛岡	岩手	278	H20. 4. 1	711.0	645.0	617.0	—	—	—	—	—	—
	秋田	秋田	295	H17. 12. 1	704.0	655.0	625.0	—	—	—	—	—	—
	山形	山形	237	H27. 5. 1	740.0	690.0	640.0	—	—	—	—	—	—
	福島	福島	266	H22. 4. 1	682.0	635.9	599.0	—	—	—	—	—	—
	郡山	福島	320	H24. 4. 1	685.0	638.0	600.0	—	—	—	—	—	—
	いわき	福島	305	H16. 4. 1	700.0	660.0	630.0	—	—	—	—	—	—
	水戸	茨城	268	H10. 4. 1	700.0	630.0	590.0	—	—	—	—	—	—
	宇都宮	栃木	514	H9. 2. 1	800.0	710.0	670.0	—	—	—	—	—	—
	前橋	群馬	329	H7. 1. 1	655.0	620.0	585.0	—	—	—	—	—	—
	高崎	群馬	367	H15. 12. 1	635.0	605.0	570.0	—	—	—	—	—	—
	川越	埼玉	353	H10. 4. 1	641.0	588.0	576.0	—	—	—	—	—	—
	越谷	埼玉	343	H28. 4. 1	657.0	591.0	575.0	—	—	—	—	—	—
	川口	埼玉	607	R1. 10. 1	748.0	684.0	641.0	—	—	—	—	—	—
	船橋	千葉	649	H19. 4. 1	759.0	686.0	613.0	—	—	—	—	—	—
	柏	千葉	436	R6. 4. 1	677.6	605.6	585.3	—	—	—	—	—	—
	八王子	東京都	560	H28. 4. 1	750.0	680.0	610.0	+20.0	—	+20.0	—	—	—
	横須賀	神奈川	381	H22. 4. 1	743.0	680.0	646.0	—	—	—	—	—	—
	富山	富山	405	H17. 4. 1	715.0	645.0	600.0	—	—	—	—	—	—
	金沢	石川	455	H28. 4. 1	810.0	745.0	700.0	—	—	—	—	—	—
	福井	福井	255	H13. 4. 1	740.0	670.0	630.0	—	—	—	—	—	—
	甲府	山梨	184	H9. 4. 1	660.0	610.0	590.0	—	—	—	—	—	—
	長野	長野	363	R2. 1. 1	732.0	654.0	606.0	—	—	—	—	—	—
	松本	長野	234	H27. 4. 1	617.0	554.0	497.0	—	—	—	—	—	—
	岐阜	岐阜	399	H23. 4. 1	770.0	700.0	650.0	—	—	—	—	—	—
	豊田	愛知	416	R6. 4. 1	767.0	698.0	649.0	—	—	—	—	—	—
	豊橋	愛知	367	H27. 4. 1	716.0	651.0	585.0	—	—	—	—	—	—
	岡崎	愛知	383	R6. 10. 26	740.0	672.0	617.0	—	—	—	—	—	—
	一宮	愛知	378	R6. 4. 1	648.0	596.0	553.0	—	—	—	—	—	—
	大津	滋賀	343	H24. 4. 1	657.0	611.0	563.0	—	—	—	—	—	—
	豊中	大阪府	398	H24. 4. 1	730.0	690.0	635.0	—	—	—	—	—	—
	高槻	大阪府	346	H6. 10. 1	750.0	710.0	660.0	+20.0	—	+20.0	—	—	—
	枚方	大阪府	393	H16. 7. 1	766.0	727.0	669.0	+19.0	+10.0	+19.0	+10.0	—	—
	東大阪	大阪府	478	R2. 12. 1	720.0	666.0	630.0	—	—	—	—	—	—
	寝屋川	大阪府	225	H26. 8. 1	679.0	639.0	594.0	+10.0	+5.0	—	—	—	—
	八尾	大阪府	260	H7. 7. 1	700.0	650.0	610.0	—	—	—	—	—	—
	吹田	大阪府	382	H6. 4. 1	740.0	700.0	650.0	—	—	—	—	—	—
	姫路	兵庫	524	H23. 4. 1	823.0	747.0	685.0	—	—	—	—	—	—
	西宮	兵庫	481	H21. 8. 1	785.7	710.6	652.7	+19.0	+4.7	+19.0	+4.7	—	—
	尼崎	兵庫	454	H20. 4. 1	797.0	717.0	640.0	—	—	—	—	—	—
	明石	兵庫	306	H24. 4. 1	732.0	667.0	602.0	—	—	—	—	—	—
	奈良	奈良	348	H26. 4. 1	733.0	644.0	596.0	—	—	—	—	—	—
	和歌山	和歌山	355	H4. 10. 1	790.0	720.0	660.0	—	—	—	—	—	—
	鳥取	鳥取	180	H17. 4. 1	584.0	513.0	475.0	—	—	—	—	—	—
	松江	島根	195	H17. 10. 1	584.0	504.0	475.0	—	—	—	—	—	—
	倉敷	岡山	474	H8. 6. 1	780.0	720.0	670.0	—	—	—	—	—	—
	福山	広島	456	H9. 4. 1	765.0	685.0	635.0	—	—	—	—	—	—
	呉	広島	204	H16. 10. 1	660.0	600.0	550.0	+10.0	+5.0	—	—	—	—
	下関	山口	245	H25. 4. 1	655.0	590.0	545.0	+27.0	—	+27.0	—	—	—
	久留米	福岡	307	H7. 6. 1	683.0	616.0	582.0	—	—	—	—	—	—
	長崎	長崎	393	R5. 5. 1	744.0	679.0	625.0	—	—	—	—	—	—
	佐世保	長崎	231	H16. 4. 1	662.0	602.0	563.0	+10.0	+5.0	—	—	—	—
	大分	大分	473	H8. 4. 1	766.0	695.0	641.0	—	—	—	—	—	—
	宮崎	宮崎	395	H21. 12. 1	696.0	625.0	583.0	—	—	—	—	—	—
	鹿児島	鹿児島	593	H18. 7. 1	790.0	738.0	686.0	+10.0	—	+10.0	—	—	—
	那覇	沖縄	313	H23. 4. 1	694.0	626.0	586.0	—	—	—	—	—	—

21 四国4市 市議会議員の報酬月額状況

都市名		人口 (千人)	適用年月	現 行 額 (千円)								
				議長	副議長	議員	常任委 委員長	常任委 副委員長	議会運営 委員長	議会運営 副委員長	特別委 委員長	特別委 副委員長
四国4市	徳 島	246	H 11. 4	714.0	647.0	606.0	—	—	—	—	—	—
	高 松	418	H 9. 4	727.0	647.0	608.0	—	—	—	—	—	—
	松 山	499	H 12. 12	732.0	654.0	623.0	—	—	—	—	—	—
	高 知	314	H 16. 4	678.0	615.0	585.0	—	—	—	—	—	—
	4市平均			712.8	640.8	605.5	—	—	—	—	—	—

22 高知県下11市 市議会議員の報酬月額状況

	人口 (千人)	適用年月	現 行 額 (千円)									
			議長	副議長	議員	常任委 委員長	常任委 副委員長	議会運営 委員長	議会運営 副委員長	特別委 委員長	特別委 副委員長	
室 戸	11	H 23. 7	320.0	280.0	260.0	+10.0	－	+10.0	－	+10.0	－	
安 芸	16	H 9. 4	385.0	335.0	315.0	+10.0	－	+10.0	－	－	－	
香 美	25	H 23. 4	390.0	330.0	285.0	+25.0	－	+25.0	－	－	－	
香 南	33	H 18 . 3	390.0	350.0	290.0	+20.0	－	+20.0	－	－	－	
南 国	46	H 23. 4	460.0	420.0	390.0	+10.0	－	+10.0	－	－	－	
土 佐	26	H 16. 4	410.0	370.0	345.0	+10.0	－	+10.0	－	－	－	
須 崎	19	R 4. 4	375.0	320.0	300.0	+10.0	－	+10.0	－	－	－	
四 万 十	32	R 4. 4	421.0	358.0	333.0	+10.0	－	+10.0	－	－	－	
宿 毛	19	H 15. 4	405.0	340.0	315.0	+10.0	－	+10.0	－	－	－	
土佐清水	11	H 22. 7	351.0	297.0	270.0	+ 9.0	－	+ 9.0	－	－	－	
高 知	314	H 16. 4	678.0	615.0	585.0	－	－	－	－	－	－	
平均(高知市除く)			390.7	340.0	310.3	+12.4	－	+12.4	－	+10.0	－	

23 高知県下11市 特別職の給料月額状況

都市名	人口 (千人)	適用年月	減額前 (千円)		減額後(千円)				備考
			市長	副市長	措置	市長	措置	副市長	
室戸	11	H 23. 4	660.0	576.0		660.0		576.0	R7.2.6に審議会開催予定
安芸	16	R 4. 4	738.0	628.0		738.0		628.0	
香美	25	H 23. 4	740.0	615.0		740.0		615.0	
香南	33	H 19. 4	765.0	655.0		765.0		655.0	
南国	46	H 16. 10	815.0	684.0		815.0		684.0	
土佐	26	H 28. 4	740.0	632.0		740.0		632.0	
須崎	19	H 16. 4	738.0	651.0		738.0		651.0	
四万十	32	H 22. 4	820.0	683.0		820.0		683.0	
宿毛	19	H 24. 4	734.0	628.0		734.0		628.0	
土佐清水	11	H 22. 1	675.0	594.0		675.0		594.0	審議会開催済 (R6.10.3, R6.11.6) R7.4.1付での改定予定 市長 675千円→702千円 副市長 594千円→617千円
高知	314	H 16. 4	1,075.0	866.0		1075.0		866.0	
平均(高知市除く)			742.5	634.6		742.5		634.6	

24 委員会委員長職等への報酬加算の検討経過

平成26年度報酬等審議会において議会事務局より委員会委員長職等への報酬加算の導入について諮問の要請があり、審議した結果、以下のとおりと判断された。

平成26年報酬等審議会 勧告書附言（抜粋）

議会の委員会委員長報酬等への報酬加算の導入については、本市の特別職全体の水準が他都市と比較して低位であることから、今後、全体水準の見直しを図る際に改めて検討すべき課題と判断した。

提案内容

（導入理由）

① 政策・施策評価実施に伴う職務

2011高知市総合計画第1次実施計画の計画期間終了に伴い、施策単位でこれまでの取組を検証する政策・施策評価が実施され、その結果が執行部より議会に報告された。

この報告に対し議会では、正副委員長会や議会運営委員会を開催し、議会としての政策・施策評価を行い市長に対して議会意見を提出した。

今後、3年毎に政策・施策評価に対する議会意見が求められる見込みである。

② 議会独自の事務事業評価に伴う職務

執行部の実施する事務事業評価とは別に、議会独自で事務事業評価を実施し、翌年度予算に反映させるため市長に対して提言書等の提出を行うこととした。

今後、この事務事業評価については毎年実施する見込みである。

③ 委員長職による諸会議への出席

各常任委員会委員長に対しては、所管する事項に関わる住民団体等が主催する会議等への参加要請が多く、出席が必要である。

以上、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長には、評価対象施策等の選定、意見集約などにおいて調整等、新たな職責が課せられる見込みであるため、その重責に鑑みて、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長に対する報酬加算を求めるもの。

（報酬改定案）

区分	現行	改定（案）	改定額
議長	678,000	678,000	—
副議長	615,000	615,000	—
常任委員会委員長 議会運営委員会委員長	585,000 (加算なし)	605,000	+20,000
常任委員会副委員長 議会運営委員会副委員長	585,000 (加算なし)	595,000	+10,000
議員	585,000	585,000	—

※ 議員報酬変遷

年度	報酬月額（円）						定数 （人） ※1	議員報酬 等決算額 （千円） ※2	市民1人 当たり 決算額 （円） ※3	備 考
	議長	改定額	副議長	改定額	議員	改定額				
10	697,000	+6千	632,000	+4千	600,000	+5千	40	395,186	1,225	
11	697,000		632,000		600,000		40	417,831	1,292	
12	697,000		632,000		600,000		40	420,326	1,298	
13	697,000		632,000		600,000		40	401,326	1,234	
14	697,000		632,000		600,000		40	396,479	1,214	
15	685,000	△1万2千	621,000	△1万1千	590,000	△1万	40	403,796	1,236	
16	678,000	△7千	615,000	△6千	585,000	△5千	40	408,437	1,250	
17	678,000		615,000		585,000		40	419,136	1,273	
18	678,000		615,000		585,000		42	411,644	1,256	2村合併により 定数+2
19	678,000		615,000		585,000		42	434,027	1,330	
20	678,000		615,000		585,000		44	460,126	1,349	春野合併により 定数+2
21	678,000		615,000		585,000		44	447,979	1,317	
22	678,000		615,000		585,000		34	443,330	1,304	定数削減により 定数△10※6
23	678,000		615,000		585,000		34	597,001	1,759	
24	678,000		615,000		585,000		34	437,637	1,295	
25	678,000		615,000		585,000		34	421,636	1,246	
26	678,000		615,000		585,000		34	425,037	1,261	
27	678,000		615,000		585,000		34	448,902	1,336	
28	678,000		615,000		585,000		34	417,345	1,249	
29	678,000		615,000		585,000		34	415,419	1,251	
30	678,000		615,000		585,000		34	413,007	1,251	
31	678,000		615,000		585,000		34	406,193	1,237	
2	678,000		615,000		585,000		34	400,322	1,229	
3	678,000		615,000		585,000		34	390,183	1,206	
4	678,000		615,000		585,000		34	383,079	1,194	
5	678,000		615,000		585,000		34	376,872	1,186	
6	678,000		615,000		585,000		34	392,784	1,250	

※1 合併特例による定数含む

※2 令和6年度は当初予算額。また、決算額には報酬及び期末手当、議員年金負担金含む

※3 各年4月1日時点の住民基本台帳人口で算出

※4 平成16年度を100とした場合の数値

※5 令和2年を100とした場合の数値（令和6年指数は未確定）

※6 定数△10人により585千円×12か月×10人＝70,200千円の報酬減

高知県 最低賃金 （円）	指数 ※4	高知市 消費者 物価指数 ※5
596	97.5	98.7
601	98.4	98.9
606	99.2	98.1
610	99.8	97.3
611	100.0	96.3
611	100.0	95.9
611	100.0	96.0
613	100.3	95.6
615	100.7	95.3
622	101.8	95.3
630	103.1	96.7
631	103.3	95.7
642	105.1	95.1
645	105.6	94.8
652	106.7	94.7
664	108.7	94.9
677	110.8	97.6
693	113.4	98.7
715	117.0	98.5
737	120.6	99.2
762	124.7	99.6
790	129.3	100.1
792	129.6	100.0
820	134.2	99.7
853	139.6	101.6
897	146.8	105.2
952	155.8	-

※ 独自減額状況

年度	市議会議員	市長	副市長	一般職員	国家公務員
17	期末手当年額△120千円	報酬月額△10%	報酬月額△10%	全職員△2～△5%	
18	↓	↓	↓	主査以上△1～△3%	
19	↓	↓	↓	課長級以上△3%	
20	↓	↓	↓	↓	
21	期末手当年額△240千円	報酬月額△20%	報酬月額△15%	↓	
22	↓	↓	↓	若年層のぞき△1～△5%	
23	期末手当年額△120千円	↓	↓	主任以上職員△1～3%	
24	↓	↓	↓	↓	平均△7.8%
25.9まで		↓	↓		↓
25.10以降	12月期末手当△60千円	報酬月額△25%	報酬月額△20%	主査以上△1.5～△5%	
26		報酬月額△10%	報酬月額△5%		
27		↓	↓		
28		↓	↓		
29		↓	↓		
30		↓	↓		
31		↓	↓		
2		↓	↓		
3		↓	↓		
4		↓	↓		
5.11.29まで					
6.1.1～ 6.3.31		報酬月額△10%	報酬月額△5%		
6.4.1～		減額措置終了	減額措置終了		

25 中核市等政務活動費の状況

都市名(59)		府県名	人口(千人)	政務活動費交付額(1議員月額)					(単位:円)	
				令和6年度	令和5年度	改定差額	伸び率	条例施行前	左記伸び率	交付額 改定時期
中核市	旭川	北海道	318	80,000	80,000	0	100.0%	80,000	100.0%	H13.4.1
	函館	北海道	238	45,000	45,000	0	100.0%	50,000	90.0%	H24.4.1
	青森	青森	265	90,000	90,000	0	100.0%	90,000	100.0%	H16.4.1
	八戸	青森	217	80,000	80,000	0	100.0%	20,000	400.0%	H13.4.1
	盛岡	岩手	278	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H20.4.1
	秋田	秋田	295	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H13.4.1
	山形	山形	237	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H27.5.1
	福島	福島	266	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H13.4.1
	郡山	福島	320	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H23.4.1
	いわき	福島	305	110,000	110,000	0	100.0%	110,000	100.0%	H13.4.1
	水戸	茨城	268	90,000	90,000	0	100.0%	90,000	100.0%	H24.12.26
	宇都宮	栃木	514	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H22.4.1
	前橋	群馬	329	100,000	100,000	0	100.0%	80,000	125.0%	H13.4.1
	高崎	群馬	367	83,300	83,300	0	100.0%	83,333	100.0%	H13.4.1
	川越	埼玉	353	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H23.4.1
	越谷	埼玉	343	80,000	80,000	0	100.0%	40,000	200.0%	R5.6.1
	川口	埼玉	607	180,000	180,000	0	100.0%	180,000	100.0%	H20.4.1
	船橋	千葉	649	80,000	80,000	0	100.0%	80,000	100.0%	H13.4.1
	柏	千葉	436	80,000	80,000	0	100.0%	80,000	100.0%	H21.4.1
	八王子	東京都	560	60,000	60,000	0	100.0%	60,000	100.0%	H14.4.1
	横須賀	神奈川県	381	130,000	130,000	0	100.0%	139,000	93.5%	R3.4.1
	富山	富山	405	150,000	150,000	0	100.0%	150,000	100.0%	H17.4.1
	金沢	石川	455	160,000	160,000	0	100.0%	180,000	88.9%	H28.4.1
	福井	福井	255	150,000	150,000	0	100.0%	150,000	100.0%	H13.4.1
	甲府	山梨	184	40,000	40,000	0	100.0%	40,000	100.0%	H28.4.1
	長野	長野	363	85,000	85,000	0	100.0%	85,000	100.0%	H21.4.1
	松本	長野	234	20,830	20,830	0	100.0%	20,830	100.0%	H13.4.1
	岐阜	岐阜	399	150,000	150,000	0	100.0%	150,000	100.0%	H23.4.1
	豊田	愛知	416	50,000	50,000	0	100.0%	44,166	113.2%	H31.4.1
	豊橋	愛知	367	90,000	90,000	0	100.0%	90,000	100.0%	R1.5.1
	岡崎	愛知	383	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H20.4.1
	一宮	愛知	378	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H25.4.1
	大津	滋賀	343	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H23.4.1
	豊中	大阪府	398	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H24.4.1
	高槻	大阪府	346	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H20.4.1
	枚方	大阪府	393	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H19.4.1
	東大阪	大阪府	478	150,000	150,000	0	100.0%	200,000	75.0%	H26.11.1
	寝屋川	大阪府	225	45,000	45,000	0	100.0%	45,000	100.0%	H27.4.1
	八尾	大阪府	260	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H13.4.1
	吹田	大阪府	382	110,000	110,000	0	100.0%	110,000	100.0%	H13.4.1
	姫路	兵庫	524	85,000	85,000	0	100.0%	85,000	100.0%	H4.4.1
	西宮	兵庫	481	120,000	120,000	0	100.0%	150,000	80.0%	H27.4.1
	尼崎	兵庫	454	100,000	100,000	0	100.0%	75,000	133.3%	R4.4.1
	明石	兵庫	306	80,000	80,000	0	100.0%	80,000	100.0%	H23.5.1
	奈良	奈良	348	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H26.4.1
	和歌山	和歌山	355	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H20.4.1
	鳥取	鳥取	180	30,000	30,000	0	100.0%	30,000	100.0%	H17.4.1
	松江	島根	195	40,000	40,000	0	100.0%	25,000	160.0%	H21.4.1
	倉敷	岡山	474	150,000	120,000	30,000 増	125.0%	150,000	100.0%	R6.4.1
	福山	広島	456	130,000	130,000	0	100.0%	130,000	100.0%	H18.9.25
	呉	広島	204	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H4.4.1
	下関	山口	245	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H25.3.1
	久留米	福岡	307	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H13.4.1
	長崎	長崎	393	150,000	150,000	0	100.0%	150,000	100.0%	H17.1.1
	佐世保	長崎	231	50,000	50,000	0	100.0%	50,000	100.0%	H25.3.1
	大分	大分	473	100,000	100,000	0	100.0%	100,000	100.0%	H13.4.1
	宮崎	宮崎	395	80,000	80,000	0	100.0%	80,000	100.0%	H13.4.1
	鹿児島	鹿児島	593	150,000	150,000	0	100.0%	80,000	187.5%	H6.4.1
	那覇	沖縄	313	90,000	90,000	0	100.0%	150,000	60.0%	H22.7.1

都市名		府県名	人口(千人)	政務活動費交付額(1議員月額)						(単位:円)	
				令和6年度	令和5年度	改定差額	伸び率	条例施行前	左記伸び率	交付額 改定時期	
四 国 4 市	徳 島	徳 島	246	70,000	70,000	0	100.0%	70,000	100.0%	H 13.	7
	高 松	香 川	418	100,000	100,000	0	100.0%	80,000	125.0%	H 17.	4
	松 山	愛 媛	499	102,000	102,000	0	100.0%	80,000	127.5%	H 13.	4
	高 知	高 知	314	100,000	100,000	0	100.0%	80,000	125.0%	H 20.	4
4市平均				93,000	93,000			77,500			

(参 考)

政務活動費交付額の階層

10万円未満	37 市
10万円以上 20万円未満	26 市
20万円以上	0 市

政務活動費交付額の平均

中核市 (59市)	89,000 円
中核市＋四国4市	89,000 円

※千円未満四捨五入

26 市議会議員の活動状況 (令和6年度市政あんないから抜粋)

活 動 状 況

1 5年本会議開催状況

区 分	本 会 議				会 議 延時間	質問 日数	質問 者数	質問 時間	平均 質問 時間	答弁 時間	平均答弁時間 〔質問者〕 〔1人当たり〕
	No.	会 期		日数							
3月定例会	495	3. 1 ～ 3. 23	23	7	20:47	5	14 (3)	7:30	0:32	9:05	0:39
5月臨時会	496	5. 10 ～ 5. 11	2	2	1:05	－	－	－	－	－	－
6月定例会	497	6. 15 ～ 7. 3	19	7	16:48	4	16 (6)	6:42	0:25	7:13	0:27
9月定例会	498	9. 6 ～ 9. 26	21	7	18:11	5	17 (12)	7:59	0:28	7:26	0:26
12月定例会	499	12. 14 ～ 12. 28	15	6	14:00	3	9 (3)	5:34	0:37	6:04	0:40
計			80	29	70:51	17	56 (24)	27:45	－	29:48	－
平均（臨時会を除く）			19. 5	6. 8	17:27	4. 3	14 (6)	6:56	0:31	7:27	0:33

(注) 質問者数の下段（ ）は一問一答方式の選択者数で内数

2 5年議案審議状況

区 分	本 会 議 No.	市 長 提 出 議 案						報 告	採 決 結 果									議員提出議案			採決結果			
		条 例	予 算	決 算	専 決	そ の 他	計		原 案 可 決	修 正 可 決	承 認	同 意	認 定	異 議 な き 答 申	否 決	継 続 審 査	撤 回	条 例	そ の 他	計	原 案 可 決	否 決	継 続 審 査	撤 回
3 月 (定)	495	23	22	-	-	7 (4)	52	4	51	-	-	1	-	-	-	-	-	2	10	12	7	5	-	-
5 月 (臨)	496	-	-	-	-	1 (1)	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	3	3	-	-	-
6 月 (定)	497	10	1	-	3	7 (3)	21	17	15	-	3	2	-	1	-	-	-	-	5	5	1	4	-	-
9 月 (定)	498	7	6	3	1	6 (4)	23	7	18	-	1	1	3	-	-	-	-	-	3	3	-	3	-	-
12月 (定)	499	18	12	-	1	12 (10)	43	1	40	-	1	1	-	1	-	-	-	-	9	9	5	4	-	-
計		58	41	3	5	33 (22)	140	29	124	0	5	6	3	2	0	0	0	2	30	32	16	16	0	0

(注) ①区分欄（定）は定例会、（臨）は臨時会

②市長提出議案 その他欄（ ）は、地方自治法第96条第1項第15号の件数

3 請願・陳情処理状況

(5年付託分、5年末処理状況)

(5年付託分、5年未処理状況)

区 分		請 願							陳 情							
		付託 件数	処 理 状 況						受 理 件 数	付託 件 数	処 理 状 況					
			採 択	一部採 択	不採 択	継続 審査	審議未 了	取り下 げ			採 択	一部採 択	不採 択	継続 審査	審議未 了	取り下 げ
常任 委員 会	総 務	2	-	-	2	-	-	-	12	3	-	-	3	-	-	-
	経 済 文 教	2	1	-	1	-	-	-		2	-	-	2	-	-	-
	建 設 環 境	1	-	-	1	-	-	-		0	-	-	-	-	-	-
	厚 生	4	-	-	4	-	-	-		0	-	-	-	-	-	-
議会運営委員会		1	-	-	1	-	-	-		0	-	-	-	-	-	-
計		10	1	0	9	0	0	0		5	0	0	5	0	0	0

(注) 陳情は、令和5年6月7日に開催された議会運営委員会の決定により、採決を行わず、陳情文書表を全議員に配付する取り扱いに変更

4 5年委員会等開催状況

区 分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
常 任 委 員 会	総 務			1 1:29		1 0:05	1 2:23			2 3:21			2 2:11	7 9:29
	経済文教		1 1:32	1 1:47		1 0:05	1 1:26			1 1:30			1 2:44	6 9:04
	建設環境			2 0:39		1 0:04	1 0:25			1 1:38			1 0:30	6 3:16
	厚 生			2 1:27		1 0:05	1 0:48			3 1:25	1 0:46		1 0:47	9 5:18
特 別 委 員 会	行財政改革 調 査		1 2:06			1 0:03		1 0:03				1 2:42		4 4:54
	南海地震等 災害対策調査					1 0:03								1 0:03
	まちづくり 調 査					1 0:04			1 1:54					2 1:58
予 算 決 算 常 任 委 員 会	全 体 会			1 1:07			1 0:26			1 1:06			1 0:34	4 3:13
	総 務 分 科 会			2 6:13			1 0:43			2 5:34			1 1:31	6 14:01
	経済文教 分 科 会			2 5:24			1 1:29			2 4:19			1 1:12	6 12:24
	建設環境 分 科 会			1 2:33			1 0:09			2 3:03			1 0:45	5 6:30
	厚 生 分 科 会			2 6:16			1 1:56			2 6:50			1 3:07	6 18:09
	合 計	0 0:00	2 3:38	14 26:55	0 0:00	7 0:29	9 9:45	1 0:03	1 1:54	16 28:46	1 0:46	1 2:42	10 13:21	62 88:19
議 員 総 会		- -	- -	- -	- -	1 0:51	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0:51
議会運営委員会		- -	1 0:15	2 0:10	- -	2 1:13	3 1:03	1 0:13	1 0:14	3 0:11	- -	- -	5 0:55	18 4:14
各派代表者会		- -	1 0:44	1 0:05	1 0:46	1 3:31	2 0:37	1 0:02	- -	2 0:14	- -	2 1:10	3 0:37	14 7:46

(注) 上段…開催数、下段…所要時間（視察は除く）

5 5年議員提出議案

区 分	議 案 名	結 果
第495回 定例会 (3月)	1 高知市報酬並びに費用弁償条例の特例に関する条例制定議案	原案可決
	2 高知市議会情報公開条例の一部を改正する条例議案	〃
	3 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書議案	〃
	4 アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書議案	〃
	5 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書議案	〃
	6 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書議案	〃
	7 畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書議案	〃
	8 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第4報）の継続を求める意見書議案	否 決
	9 同性婚の法制化を求める意見書議案	〃
	10 物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書議案	〃
	11 旧統一教会への解散命令請求を求める意見書議案	〃
	12 物価高騰やコロナ禍で影響を受ける中小企業、個人事業主、働く人たちへの経済対策・緊急支援対策を求める意見書議案	〃
第496回 臨時会 (5月)	13 行財政改革調査特別委員会設置に関する決議案	原案可決
	14 南海地震等災害対策調査特別委員会設置に関する決議案	〃
	15 まちづくり調査特別委員会設置に関する決議案	〃
第497回 定例会 (6月)	16 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書議案	原案可決
	17 地方財政の充実・強化を求める意見書議案	否 決
	18 消費税インボイス制度の導入中止を求める意見書議案	〃
	19 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書議案	〃
	20 健康保険証廃止の延期を求める意見書議案	〃
第498回 定例会 (9月)	21 現行健康保険証の継続を求める意見書議案	否 決
	22 物価高騰下での介護保険制度の改善を求める意見書議案	〃
	23 福島第一原発由来のアルプス処理水の排出中止を求める意見書議案	〃
第499回 定例会 (12月)	24 パレスチナ自治区ガザにおける武力紛争の即時停止と人道支援について日本政府の一層の外交努力を求める意見書議案	原案可決
	25 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書議案	〃
	26 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書議案	〃
	27 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書議案	〃
	28 認知症との共生社会の実現を求める意見書議案	〃
	29 食料安全保障の確立のため、食料自給率の向上につながる取組の強化を求める意見書議案	否 決
	30 港湾・空港の軍事利用を容認しないことを求める意見書議案	〃
	31 米軍オスプレイの全機撤去及び日本への導入・配備の中止を求める意見書議案	〃
	32 大阪・関西万博の中止を含めた再検討を求める意見書議案	〃

6 広聴活動

広報広聴委員会の主催で、投票率の向上や議会活動への関心を高め、議会の広聴機能の強化を図ることを目的に、令和6年2月3日に「議会に言うてや」と題し、第1回市民との意見交換会を開催した。

